

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ア） 意思決定の場への女性の参画の拡大	a 審議会等への女性の参画の促進	各種審議会等への女性の登用推進及び比率向上	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例推進委員 4名/12名、市民協働推進委員 4名/9名 合計 8名/21名＝38%【市民共創課B】 まちひとしごと創生委員会 2名/15名、外部評価委員会 2名/5名 合計 4名/20名＝20%【企画課B】 審議会等33.5% （令和8年度目標値 審議会等 40～60%）【全体】 	B	引き続き女性委員の比率を保持できるよう、団体代表時の推薦を依頼する際の女性委員への配慮を要望する。 ・公募市民枠については、男性のみが応募する状況は少なくなってきたが、充て職枠については、依然として男性を選任することが多い状況が続いている。【企画課】	継続実施	関係各課
	b 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進	管理職への女性職員・教員登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の管理職の女性割合 100%（幼稚園及び保育所のみ）、50.0%（こども未来部内）【こども政策課B】 教職員の管理職の女性割合 20.8%（小中学校）【学校教育課B】 管理職の女性割合 22.8%（前年度22.6%）（令和7年度特定事業主行動計画目標値：30.0%）【秘書人事課】 	B	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所の各職場において男性管理職が0名であるため、幼稚園・保育所の職員が所属することも未来部において女性管理職の割合が高くなっている。【こども政策課】 前年度より4.2%減であった。校長会で各校に（女性）管理職候補の育成と推薦を依頼している。【学校教育課】 働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努める。育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場への円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易にすることで、管理職への女性職員登用の推進を図る。【秘書人事課】 	継続実施	こども政策課 学校教育課 秘書人事課
	c 事業者や地域における意思決定の場への女性の参画の促進	女性の管理職登用及び女性の参画・登用の重要性についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> 事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修会等を行い、働く女性の活躍推進の啓発や、関連する法律等の周知を行った。【生活環境課B】 事業所人権問題連絡会や研修等で、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現をめざし民間事業主等の責務等を定めた「女性活躍推進法」に関する周知啓発を行った。【人権推進課B】 自治基本条例推進委員会、外部評価委員会、おもいやりあふれる阪南まち・ひと・しごと創成委員会等、まちづくりなどにおける方針の立案および決定過程において、女性の参画促進の啓発に努めた。【政策共創課】 	B	<ul style="list-style-type: none"> 事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修会等を行い、働く女性の活躍推進の啓発や、関連する法律等の周知を引き続き行う。【生活環境課】 事業所人権問題連絡会の総会や研修等で、情勢管理職登用の重要性や関連する法律等の周知・啓発を行う【人権推進課】 自治会活動や市民公益活動など、地域における様々な活動の場への女性参画に関する意識啓発や促進についての啓発に努める。【政策共創課】 	継続実施	人権推進課 生活環境課 政策共創室
	d 女性の人材育成	男女が共に働きやすい職場づくりのための研修の充実	管理職の女性割合 22.8%（前年度22.6%）（令和7年度特定事業主行動計画目標値：30.0%）	B	誰もが働きやすい職場環境をつくるため、働き方改革の推進に関する職場研修などを実施する。	継続実施	秘書人事課
	地域活動等における女性リーダーの育成	地域活動や市民活動等のリーダーの役割を担う人材を養成するため、社会教育団体や市民団体等と共催して啓発講座を実施した。	A	地域活動や市民活動等のリーダーの役割を担う人材を養成するため、社会教育団体や市民団体等と共催して啓発講座を実施する。	継続実施	人権推進課 生涯学習推進室	

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（イ） 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり	a 事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ	「女性活躍推進法」の啓発	・事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修会等を行い、働く女性の活躍推進の啓発や、関連する法律等の周知を行った。【生活環境課B】 ・啓発講座や広報誌等で、広く市民に法律の意義をわかりやすく伝えることに努め、かつ、商工会や事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修等で啓発を行った。【人権推進課A】	B	・事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修会等を行い、働く女性の活躍推進の啓発や、関連する法律等の周知を行う。 【生活環境課】 ・啓発講座や広報誌等で、広く市民に法律の意義をわかりやすく伝えることに努める。 【人権推進課】	継続実施	生活環境課 人権推進課
	b 女性や若者、高齢者等のための就労支援	結婚や出産、子育てで離職した女性の再就労支援及び働きたい女性・若者等への就労支援	・就労につながるよう、関係機関と連携し、利用者に応じたきめ細やかな相談業務を実施した。（令和6年度地域就労支援相談および就労・生活相談の相談件数：134件） ・また、就職支援のためのセミナーや講習会を実施するとともに、地域就労支援センターで行われるサポステによる若年者等のしごとの出張相談を周知した。	A	利用者に応じたきめ細やかな相談業務を行うとともに、各種講習会の開催や情報提供、関係機関との連携強化に努める。	継続実施	生活環境課 人権推進課
		高齢者や障がい者等の就労機会等の拡大	・市内の介護サービス事業者に対して、労働に関する法律や制度の理解に努めた。【介護保険課B】 ・障害者手帳交付時や対象者から相談があった際に、「ふくしのてびき」を活用し就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援について説明、サービス利用につなげた。【市民福祉課A】	A	・市内の介護サービス事業者に対して、労働に関する法律や制度の理解を求めるようにする。 【介護保険課】 ・障害者総合支援法による障がい福祉サービスについて説明し、就労支援サービスの利用実施につなげる。【市民福祉課】	継続実施	介護保険課 市民福祉課
	c ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	事業所及び労働者への働きかけ	性別にかかわらず、労働者が自身の望むワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修会等で、情報提供や啓発を行った。	B	性別にかかわらず、労働者が自身の望むワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修会等で、情報提供や啓発を引き続き行う。	継続実施	人権推進課 生活環境課
		安心して就労できるための支援策の充実	・人員確保に苦慮しているが、子育て中の保護者の社会参加を支援できるよう、保育所職員を適正に配置し、安全な保育と子どもの健やかな育ちを引き出す保育の実施に努めた。【こども政策課B】 ・市ウェブサイトや関連するパンフレットを通じて、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう啓発に努めた。【生活環境課B】	B	・広報・ハローワーク・市ウェブサイト等にて、職員募集を行うなど人員確保に努め、子育て中の保護者の社会参加を支援できるよう、保育所職員を適正に配置し、安全な保育とこどもの健やかな育ちを引き出す保育の実施に努める。【こども政策課】 ・市ウェブサイトや関連するパンフレットを通じて、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう啓発に努める。【生活環境課】	継続実施	こども政策課 生活環境課
		ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のモデル事業所づくり	パソコン一斉シャットダウンにより勤務間インターバルを確保し、職員のワークライフ・バランスの実現に向け取り組んだ。	B	ワーク・ライフ・バランス実現のモデル事業所として、特定事業主行動計画を推進する。	継続実施	秘書人事課
	災進る（ウ） （男女） 復興共 （男女） 等） づく地域 の画に のお 防推 け	a 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進	男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動の推進	市民活動支援センター夢プラザで市民啓発講座「ヒューマンライツセミナー」のチラシを配架し、啓発を行った。	B	市民活動センター夢プラザを拠点に、活動団体の活性化のため、更なる市民活動に関する情報発信、交流の推進などを行い、活動支援のコーディネートに努める。	継続実施
b 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備		男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策の推進	阪南市地域防災計画に基づき、男女双方の視点や災害時要援護者に配慮した防災・災害復興対策の環境づくりを推進した。	B	女性の視点を取り入れた地域の対策が進むよう努めるとともに、男女が協力して担う地域防災の普及・徹底を図る。	継続実施	危機管理課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
イ 個人の人権が尊重される社会づくり							
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ア） 生涯を通じた男女の健康支援	a 生涯を通じた心身の健康保持・増進	若い時からライフステージに応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進	・令和6年度実績 乳がん検診受診率15.4% 子宮がん検診受診率17.0%【健康増進課B】 ・心身の健康の保持・増進のため、介護予防の運動教室を実施した。また、若い時から健康づくりに関心を持ってもらえるよう健康事業準備室や企業等と連携しながら40歳以上を対象とした「体力測定会」を3回開催した。【介護保険課A】	B	・検診を受診することの習慣化や受診したことのない方への啓発に取り組む。【健康増進課】 ・介護予防の重要性はある程度普及できつつあるが、移送の課題やより若年層から取り組んでもらえるよう関係課と連携をとりながら、事業展開をしていく。【介護保険課】	継続実施	健康増進課 介護保険課
	b 健康をおびやかす課題解決	学校における適切な性に関する指導の実施	各種専門機関に協力を依頼して、学校における適切な性に関する指導の実施のため、命の大切さについての思春期教育を推進した。	B	学校医や市民病院と連携して、学校への出前授業を実施することで、児童生徒が命の大切さについて学習することができた。引き続き、健康増進課の協力のもと、各種専門機関とも連携し、命の大切さ、胎児の成長・発育、人工妊娠中絶、性感染症について学習するよう学校園に周知啓発し、子どもたちの発達段階に応じた学習を推進する。	継続実施	学校教育課
		健康をおびやかす課題に対する対策の推進	各種健（検）診や予防接種事業、母子保健事業、健康増進計画及び食育推進計画に基づく事業を実施する。またがん検診の受診率向上のため広報や幼稚園での親子登園等で周知した。	A	健康増進計画及び食育推進計画に基づき、乳幼児から高齢者までの健康の保持増進に取り組む。	継続実施	健康増進課
（イ） あらゆる暴力の根絶		女性に対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	本市は、2012年の「阪南市DV根絶宣言」により、DVをはじめとするあらゆる虐待の根絶に取り組んでいくことを全国に向けて発信している。11月の女性に対する暴力をなくす運動週間の取組として、街頭啓発・パープルリボンツリー・のぼり・懸垂幕の設置、公用車への啓発ステッカー貼付、啓発講座の開催、広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載等を実施した。	A	本市は、2012年の「阪南市DV根絶宣言」により、DVをはじめとするあらゆる虐待の根絶に取り組んでいくことを全国に向けて発信している。11月の女性に対する暴力をなくす運動週間の取組として、街頭啓発・パープルリボンツリー・のぼり・懸垂幕の設置、啓発講座の開催、広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載等を行う。	継続実施	人権推進課
	a 暴力を容認しない社会風土の醸成	子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	・11月の児童虐待防止月間では、市役所内、公立保育所や幼稚園、保健センターにポスター掲示を実施し、関係機関へのポスター掲示依頼を行った。【こども支援課A】 ・日常生活においてこどもの様子をチェックするとともに、児童虐待防止推進期間では保育所・幼稚園内に啓発ポスターの掲示を行い、こどもの擁護充実を図るとともに、保育所・幼稚園職員に向けた「児童虐待防止研修」を実施するなど、職員の意識啓発に努めた。【こども政策課A】 ・学校においては、性的だけでなく、身体的、心理的及びネグレクト等の虐待の疑いがあれば通告するよう周知徹底している。また、児童虐待未然防止について家庭や地域へも周知を行い、理解と協力を得ている。【学校教育課A】	A	・虐待の早期発見・早期対応に向けて、今後も継続して取り組みを続けていく。【こども支援課】 ・要保護児童対策地域協議会と連携し、日常生活におけるこどもの様子を見守りチェックしながら、こどもの擁護充実・虐待の未然防止に努める。【こども政策課】 ・学校が把握したケースについて、迅速な通告ができています。また、SSW・SCと連携し、関係機関等と連携した多様な支援を実施できた。（SSW：スクールソーシャルワーカー、SC：スクールカウンセラー）【学校教育課】	継続実施	こども支援課 こども政策課 学校教育課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
		犯罪被害に遭いにくいまちづくり	地域における防犯力の保持に努めるため、泉南警察署や阪南市防犯委員会と連携し、安全・安心のまちづくりを推進した。	A	阪南市防犯委員会を中心に、泉南警察署など関係機関と連携をとりながら、防犯教室や青色防犯パトロール活動を実施するなど継続的な啓発活動を行う。	継続実施	生活環境課
		地域での子どもの健全育成の促進	放課後や週末における安全で安心な子どもの居場所や活動場所を確保するとともにスポーツ・文化活動などを通じ、自主性、主体性、協調性のある子どもの育成に努めた。	B	放課後や週末における安全で安心なこどもの居場所、活動場所を確保するとともにスポーツ、文化活動などを通じ、自主性、主体性、協調性のあるこどもの育成に努める。	継続実施	生涯学習推進室
	b 暴力被害者のための相談窓口や支援機関の周知・充実	相談窓口の周知、充実	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月よりこども支援課内にこども家庭総合支援拠点を設置し、18歳未満の児童及びその家庭及び妊産婦に対して、継続的な支援を実施した【こども支援課A】 ・地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行った。 令和6年度相談件数：11,529件【介護保険課B】 ・市障がい者虐待防止センターと、関係機関（警察、障がい者就労事業所、特定計画相談事業所）との連携に努め、広報に記載されている相談窓口の周知を図った。【市民福祉課A】 ・子育ての悩み、子どもの発達や学校教育への不安を持つ保護者に対して、電話や面談等で、共感しながら話を聞いたり、助言したりすることで、その不安や悩みを少しでも解消できるように取り組んだ。また、必要に応じて、教育支援相談員やSSW・SCと学校が連携し、直接の支援を行った。【学校教育課A】 ・支援窓口について、広報誌・市ウェブサイトへの掲載、公共施設へのポスター掲示のほか、プライベート空間であるトイレの個室にも相談窓口案内のカードを設置し、必要な方々に届くよう、周知の工夫に努めた。【人権推進課A】 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・支援困難な事例にも対応できるように相談員のスキルアップを図り、育児や家庭の悩みなど子どもに関する相談を受ける体制の充実を図るとともに、その相談窓口の周知に努める【こども支援課】 ・地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待、権利擁護の相談援助を引き続き行う。（随時）【介護保険課】 ・関係課と連携をとりながら協力して対応していく体制整備を行い、障がい者虐待防止の考え方を浸透させるために市民との協働による事業を推進する。【市民福祉課】 ・まずは、課員が電話や面談等で、共感的に話を聞き、必要に応じて助言した。さらに、その不安や悩みを少しでも解消できるよう、SSWやSC、教育支援相談員、関係機関とつながり、相談することを勧め、つながったケースがあった。【学校教育課】 ・支援窓口について、広報誌・市ウェブサイトへの掲載、公共施設へのポスター掲示のほか、プライベート空間であるトイレの個室にも相談窓口案内のカードを設置し、必要な方々に届くよう、周知に努める。【人権推進課】 	継続実施	こども支援課 介護保険課 市民福祉課 学校教育課 人権推進課
	c セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のための職員、市民に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職に向け、ハラスメント防止研修を実施した。【秘書人事課B】 ・大阪府教育庁より通知された「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」について、校長会等において概要を説明・周知し、定期的に教職員等によるセクシュアル・ハラスメントの防止について周知啓発を行った。【学校教育課B】 ・「改正労働施策総合推進法」の一部改正に伴うハラスメント相談窓口の設置等による防止対策の義務化の周知に努めた。【人権推進課B】 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「職場におけるハラスメントに関する基本方針」に基づき相談員等を職員に周知するとともに、職場のハラスメントについて理解を深め、発生を防ぐため研修を実施し、啓発に努める。【秘書人事課】 ・校園長会等において、大阪府教育庁より提供される資料等について説明と周知をし、定期的に教職員等によるセクシュアル・ハラスメントの防止について周知啓発を行う。【学校教育課】 ・広報誌や市ウェブサイトの活用、啓発ポスターの掲示等によりセクシュアルハラスメント防止に向け、周知啓発に努める。【人権推進課】 	継続実施	秘書人事課 学校教育課 人権推進課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
		セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ	事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、セクシュアル・ハラスメント防止についての研修参加勧奨を行い、啓発に努めた。	B	事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修等でセクシュアル・ハラスメント防止についての啓発を引き続き行う。	継続実施	生活環境課
		相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課及び地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行った。【介護保険課B】 ・市障がい者虐待防止センターと、関係機関（警察、障がい者就労事業所、特定計画相談事業所）との連携に努め、障がい者虐待相談援助を22件対応した。【市民福祉課A】 ・女性総合相談事業は阪南市人権協会に委託し専任の女性公認心理士が相談員として対応した。相談員は、大阪府人権総合講座等を受講し知識のアップデート等に努めた。【人権推進課A】 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待、権利擁護の相談援助を引き続き行う。（随時）【介護保険課】 ・関係課と連携をとりながら協力して対応していく体制整備を行い、障がい者虐待防止の考え方を浸透させるために市民との協働による事業を推進する。【市民福祉課】 ・二次被害を防止し、適切な支援を行うため、相談員及び相談事業関係者は大阪府人権総合講座等の研修に参加する【人権推進課】 	継続実施	介護保険課 市民福祉課 人権推進課
d	DV防止対策の推進	被害者の安全確保の徹底（被害者のこどもの安全も含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待において、早期発見、早期対応に努めた。【こども支援課A】 ・児童虐待の早期発見・早期対応が可能となるよう、乳幼児健診の未受診者の現認、保健・福祉などの関係機関との連携を図った。【健康増進課A】 ・人権推進課をはじめとする庁内関係各課と連携し、住民基本台帳におけるDV等被害者保護の支援措置を行った。【市民課B】 ・要保護児童地域連絡協議会や虐待防止ネットワーク会議において、専門機関と連携を図り子どもの様子を確認する。児童虐待防止について家庭や地域へ周知を行い、理解と協力を得るよう努めた【幼稚園】 ・要保護児童対策地域協議会において、継続的に子どもの様子を確認した。DV被害（主に心理的虐待）では、必要に応じて警察と連携した。児童虐待未然防止について家庭や地域への周知徹底を行い、理解と協力を得るよう努めた。【学校教育課A】 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の早期発見・早期対応に向けて、今後も継続して取り組みを続けていく。【こども支援課】 ・児童虐待の早期発見・早期対応が可能となるよう、乳幼児健診の未受診者の現認を引き続き行い、保健・福祉などの関係機関との連携を図る。【健康増進課】 ・人権推進課をはじめとする庁内関係各課と連携し、住民基本台帳におけるDV等被害者保護の支援措置を行う。マイナポータルでの履歴検索による加害者への情報漏洩防止策、住基法上の支援措置内容及び各担当課での被害者保護のための措置について、庁内での統一見解及び周知徹底が必要のため、庁内連携会議の必要性を認識し開催してもらえるよう人権推進課に働きかける。【市民課】 ・阪南市虐待防止ネットワークにおいて、日常保育生活における子どもの様子や家庭の見守り、把握し、必要な報告を行い、虐待の未然防止に努める。【幼稚園】 ・要保護児童対策地域協議会にて見守りを継続している児童・生徒は、学校と定期的に情報を共有し、子どもの様子、保護者の様子等で気になることがあった際には、連絡を取りあい、関係機関と連携して対応を行った。また、警察との連携も視野に入れ、日頃より警察との関係づくりに努めている。【学校教育課】 	継続実施	こども支援課 健康増進課 市民課 幼稚園 保育所 学校教育課
		広報誌や市ウェブサイトの工夫、多言語訳など必要な情報アクセシビリティの推進	広報はなんやや本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう、Google翻訳の利用や声の広報の制作やユニバーサルフォント（誰もが見やすいように設計されたフォント）の使用、文字の大きさや行間の確保等に努めた。	A	広報はなんやや本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう、声の広報の制作やユニバーサルフォントの使用、文字の大きさや行間の確保等に努める。	継続実施	まちの活力創造課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ウ） さまざまな困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	a セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり	多言語での生活情報の提供	本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう行政用語を分かりやすく言い換えたり、Google翻訳等の利用をし、多言語訳に努めた。	A	本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう行政用語を分かりやすく言い換えたり、Google翻訳等の利用をし、多言語訳に努める。	継続実施	まちの活力創造課
		相談体制の充実	・介護保険課及び地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行った【介護保険課B】 ・一般相談支援は地域生活支援事業を委託しているまつのき園に併せて委託している。相談件数1,681件（前年度1,600件）。【市民福祉課A】	A	・介護保険課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行う。（随時）【介護保険課】 ・令和6年度からまつのき園の受諾事業者を変更したことにより相談件数が増加した。また多機関連携機能が強化され、障がい者のCSW的役割や地域包括センター的役割を担っている。地域生活支援事業利用者以外の市民を対象とした、まつのき園に相談してみようと思える広報、周知に努める。【市民福祉課】	継続実施	介護保険課 市民福祉課
		多様な性を認める意識の醸成	「性的マイノリティについて」をテーマにした記事を広報はんなりに掲載し、多様な性を認める意識の醸成を図った。	A	性の多様性に関する研修の実施や広報・周知に努める。	継続実施	人権推進課
		国際理解・多文化共生講座の開催	1月19日(日)に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。参加者数152名（学習者51名、指導者54名、その他47名）	B	今後も外国人の学習発表の場として「日本語発表会」を開催することで、市内在住の外国人の学習活動を支援するとともに、国際交流活動につなげていく。	継続実施	生涯学習推進室
		ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進	・車いす体験の実施【健康事業準備室A】 ・ウェブページの更新や資料作成にあたり、ユニバーサルデザインやUDフォントの使用を心がけた【政策共創室A】	A	取り組みを継続する	継続実施	健康事業準備室 政策共創室
		相談窓口の周知	市民からの相談があった際に、担当課や相談窓口を適切に案内した。	B	取り組みを継続する。	継続実施	関係各課
	b ひとり親家庭への支援	母子家庭・父子家庭への支援	生活支援や子育て支援に関する情報等、ひとり親家庭に対する各種制度について、窓口でのパンフレット配布や広報誌、市ウェブサイトへの記事掲載などによる周知を図った。	A	今後も関係各課との連携を継続するとともに、対象者のニーズに応じた情報の提供に努める。	継続実施	こども支援課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
ウ すべての世代への男女共同参画意識の浸透							
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ア） 男女共同参画の意識づくり	a 固定的な性別役割 分担意識の解消	男女共同参画に関する広 報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内の情報について、市民情報コーナーにて提供 するよう努めた【総務課A】 ・固定的な性別役割分担意識を伝達されるような表現や イラスト使用がされないことがないよう、毎月発行してい る広報はんなんや本市ウェブサイト等の公的な情報発信 媒体を利用する際、複数人で確認を行った。【まちの活 力創造課A】 ・学校園に、大阪府教育委員会及び大阪府教育センター が発行している資料や男女共同参画・青少年センター （ドーンセンター）の情報周知をした。【学校教育課 B】 ・広報はんなんに男女共同参画の推進に関する記事や女 性に対する暴力婚前に向けた取組に関する記事等を掲載 した。アンコンシャスバイアスに関するセミナーを開催 するなど、男女共同参画に関する啓発活動の推進に努め た。【人権推進課A】 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内の情報について、市民情報コーナーで 幅広く提供できるよう努める。【総務課】 ・固定的な性別役割分担意識を伝達されるような 表現やイラスト使用がされないことがないよう、毎月 発行している広報はんなんや本市ウェブサイト 等の公的な情報発信媒体を利用する際、複数人で 確認を行っていく。【まちの活力創造課】 ・学校園に、大阪府教育委員会及び大阪府教育セ ンターが発行している資料や男女共同参画・青少 年センター（ドーンセンター）の情報を人権教育 研修等を通じて継続的に周知する。【学校教育 課】 ・広報はんなんへの記事掲載やセミナーの開催等 を通じ、男女共同参画の推進に努める。【人権推 進課】 	継続実 施	総務課 まちの活力創造課 学校教育課 人権推進課
		すべての世代への男女共同 参画意識の浸透	図書館起点の男性介護者による認知症カフェは、メディ アに取り上げられて、市民への認知度が高まっている。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため営業できなかつ た期間が長く、活動が停滞気味だったが、来客数は回復 してきており、活動に活気が出てきている。	B	認知症カフェでは、令和年6度もメディアの取材 があり、この場を必要とする人の目に触れる機会 が増えた。認知症カフェの必要性をアピールし、 カフェの安定的な活動を継続する。	継続実 施	生涯学習推進室
		市の刊行物等での表現への 配慮	市で制作する発行物について、男女共同参画の視点に 立った適切な表現方法に努めた。【企画課】	A	広報誌の記事掲載時に適切に配慮する。 【企画課】	継続実 施	関係各課
		男女共同参画に関する研修 の充実	ウィズはんなん女と男委員会と協働し、女と男のハート フル講座を年2回開催した。	A	ウィズはんなん女と男委員会と協働し、講座を開 催する。	継続実 施	人権推進課
		意思決定の場への女性の参 画の拡大	育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制 の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場 への円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易 にすることで、管理職への女性職員登用の推進を図つ た。	B	働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境 づくりに努める。 育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連 絡体制の確保等により、育児休業等の取得及び休 業からの職場への円滑な復帰を支援し、キャリア 形成の見通しを容易にすることで、管理職への女 性職員登用の推進を図る。	継続実 施	秘書人事課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
	b 男女共同参画意識 の向上	ジェンダー平等教育を充実させるための、総合的な教育環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの価値感を受け入れ、尊重し、自由に選択できるよう保育内容や生活環境づくりに努めた。 ・日常の保育活動を写真掲示や手紙、作品展示等で保護者に紹介することで、こどもの様々な価値観に気づき、ジェンダー平等を意識できるように努めた。 ・子どもたちが自分の思いを出し表現を尊重できるように、選択し活動する保育内容、生活環境の整備に努めた。 ・日常の保育活動を写真掲示や作品展示棟で保護者に紹介し、内容によりジェンダー平等を意識し認め合うという視点で伝えている。少しずつではあるが、保護者からジェンダー平等への関心・共感の声もある。 	A	保育所・幼稚園での生活を通じ、保護者へのジェンダー平等への関心を高め、子どもの豊かな人間性を育てよう努める。	継続実施	こども政策課 各幼稚園 各保育所
		すべての世代への男女共同参画意識の浸透	男性が介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動として、男性が認知症介護について技術を学習する機会を提供した。	A	図書館、阪南市地域包括支援センターと連携し認知症カフェ（「マスターズCafe」「マスターズCafe ウイズマダム」の会）を開催、認知症関連のパンフレット類を提供する。	継続実施	介護保険課
		雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり	障がい関係の事業所は女性が多く活躍しているが、非常勤等不安定な雇用形態施設が多い。また施設長や管理職などの意思決定職員は男性の割合が高い。	B	今後も新規参入事業者や施設長の変更等に伴い、本プランを提供し一層の理解を求める。	継続実施	市民福祉課
		男女が社会の対等な構成員であることを阻害する意識を解消するため、意識づくりや学習の場を提供	妊婦とその夫・家族を対象に、妊婦疑似体験・胎児の発育について学習する両親教室を日曜午前で開催。また、広報や母子手帳発行時に周知を行うなど参加者の増加を図った。	A	参加者のアンケートにおいて高い評価を得ている。今後も周知活動を継続しつつ、家族で参加しやすいよう日曜日開催を実施する。	継続実施	健康増進課
		人権意識と男女共同参画の視点に立った相談事業の充実	セクハラ・パワハラなどに関する相談窓口を市内の全学校に設置し、担当者を基本的に男女2人体制にし、保護者や児童・生徒に対し、相談窓口の周知啓発に努めた。	A	普段から、学校におけるセクハラ・パワハラなどに関する相談窓口について、周知啓発に努め、困った時にすぐに相談者が利用できるような環境づくりに努める。	継続実施	学校教育課
(イ) 子どもの頃から		保育士、職員の男女平等教育・保育推進意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市民啓発講座、阪南市男女共同参画推進委員会・阪南人権研究会男女共生部会などへの参加を通じて、意識の向上を図る。職員間で教材などを研究する中で意見を共有し意識向上に努めた。 【保育所・幼稚園】 ・ヒューマンライツセミナー、女と男のハートフル講座、人権を考える市民の集い等の啓発講座や男女共同参画推進委員会の開催により、男女共同参画意識の向上を図った。【人権推進課】 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・各研修会に積極的に参加し、学びを職員間で共有することで、互いに意識向上を高め合い、保育を行うことができるようにする。【保育所・幼稚園】 ・各種講座や委員会の開催により男女共同参画意識の向上を図る。【人権推進課】 	継続実施	各保育所 各幼稚園 人権推進課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
男女平等・男女共同参画の意識づくり	a 保育所、幼稚園、小中学校での男女平等教育・保育の推進	男女平等教育の充実	・尾崎小、下荘小、上荘小、舞小、西鳥取小で妊婦体験や赤ちゃんの抱っこ体験を実施した。 【健康増進課A】 ・各保育所、幼稚園にジェンダー平等教育に関する情報を提供した【こども支援課B】 ・各学校に年間指導計画に基づき男女平等教育を実施した取組状況の提出を求め、研修会にて取組の共有化を図った。多様な性についてや、女性の就職率等についても触れて学習している。 【学校教育課B】	A	・学校と連携しながら、必要な健康教育を実施していく。【健康増進課】 ・研修会の報告、取組の共有を図り、男女平等教育保育の推進に努める【こども支援課】 ・年間指導計画に基づいて実施した男女平等教育の取組状況の提出を求め、研修会にて取組の共有化を図っている。ジェンダー平等や多様な性についての教育など、継続した取組の推進を図る。 【学校教育課】	継続実施	健康増進課 こども支援課 学校教育課
	b 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進	保育士、職員の男女平等教育・保育推進意識の向上	市民啓発講座、阪南市男女共同参画推進委員会、阪南市人権研究会男女共生部会等に参加、共有することで男女共生、共同参画意識の向上を図った。	A	研修会等への参加により、保育士、職員の意識の向上に努める。日常の保育において子どもたちに啓発することを職員間で共有を図る。	継続実施	各保育所
		互いに尊重し合う態度の基礎を養う	職員が研修や資料などで学んだ知識や教材等を用いて学年に応じた保育を行った。保護者にも園だよりの配布や参観時での周知など、共有化を図った。	A	園児が互いの違いや良さを認め合えるよう、職員も正しい認識を深め保育に臨む。	継続実施	各幼稚園
		性別にとらわれないキャリア教育の実施	子どもたちが性別にとらわれず、自らのキャリア形成や自身の学習状況を見通したり、振り返ったりして自己評価を行うとともに、子どもたちに主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐためのキャリアパスポートを中学校区で確認し、活用した。	B	小・中学校で使用しているキャリアパスポートやアンケートをもとに、令和6年度の取組を振り返り検証するとともに、令和7年度の取組についてさらに中学校区で相談しながら活用を進める。	継続実施	学校教育課
	c 家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進	男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育・地域での学習の促進	広報誌やウェブサイト等で男女共同参画の推進に関する情報発信に努めるとともに、セミナーや講座等の学習機会の情報提供に努めた。	A	家庭教育・地域での男女共同参画推進に向け、広報誌やウェブサイト等で男女共同参画の推進に関する情報や啓発講座等の学習機会の情報発信に努める。	継続実施	人権推進課
		地域でこどもがのびのびと育つために放課後こども教室や放課後こどもの居場所事業を行う。	年間を通して各地区において放課後子ども教室及び放課後こどもの居場所事業を行った。	B	今後も地域でこどもがのびのびと育つために放課後子ども教室や放課後こどもの居場所事業を行う。	継続実施	生涯学習推進室
		保育士、職員のジェンダー平等教育・保育推進意識の向上	・毎月実施している園所内の定期的な職員会議において、保育の振り返りを行う中で、各年齢で事例を出し合い、ジェンダー平等の視点で見た保育・子どもたちへの関わりについて話し合った。【こども支援課A】 ・会議において、各年齢の事例をもとに職員間で定期的に話し合い、実践を積みあげた。	A	・研修会報告等からの情報共有により、保育士・教職員の男女共同参画の意識の向上に努める。日常保育において子どもたちに啓発することを職員間で共有する【こども支援課】 ・研修会等からの情報共有により教職員の意識向上に努める。又、日々の保育を振り返り、課題や改善点を見出し、改善に向けて職員間で連携を図り、保育に生かせるように取り組んでいく。	継続実施	こども支援課 各幼稚園 各保育所
		家庭における男女平等・男女共同参画促進のための啓発	・家庭教育において男女平等・男女共同参画について関心をもち、正しい認識を深めることができるように情報提供を行った。【幼稚園A】 ・家庭教育における男女平等・男女共同参画についての情報や学習機会の提供のために、随時、学校園に情報提供を行った。【学校教育課B】	B	・家庭教育において男女平等・男女共同参画について関心をもち、正しい認識を深めることができるように情報提供を行う。【幼稚園】 ・家庭教育における男女平等・男女共同参画についての情報や学習機会の提供のために、常に最新情報の取得に努め、学校園に情報提供を行う。 【学校教育課】	継続実施	各幼稚園 学校教育課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ウ） 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保	a 多様な選択を可能にする学習機会の提供	生涯学習推進計画に基づき、各公民館クラブにおける活動への支援など多様な選択を可能とする生涯学習の場を確保する。	年間を通して各公民館の運営を始め、文化センター・図書館、社会体育施設の安定的な運営を図り、市民の学習活動を支援した。	B	各施設指定管理者と協力し、年間を通して各公民館の運営を始め、文化センター・図書館、社会体育施設の安定的な運営を図り、市民の学習活動を支援する。	継続実施	生涯学習推進室
		市民の知的好奇心に働きかけるようなコーナー展示や講座の開催	図書館では、指定管理者により、館内の様々な場所に資料の展示コーナーが設置され、市民の知的好奇心に働きかけたり、講座についても様々な内容で実施した。	B	展示を実施したり、講座の企画を行うよう、指定管理者と協議を行う。	継続実施	生涯学習推進室
		障がい者理解の推進	まつのき園等で開催する講座により、障がい者理解を推進した。 9月26日、講演会（参加者30名）岩崎順子さん（いのちの講演家） ひとりがかかえこまないでね～今日までがんばってきた自分を抱きしめてあげてね～ 3月18日、講演会（参加者25名）志野千佳子さん（司法書士） 大切な家族のために～今、私たちができること～	A	今年度も引き続き、地域活動支援センターの機能強化事業として講演会等を実施し、地域の障がい者理解を推進する。	継続実施	市民福祉課
		高齢者の生活に関して、多様な選択を可能にする学習機会の提供	職員出前講座として「介護保険制度について」「地域包括ケアシステム」等のメニューを設けた。	B	介護保険制度のしくみや、高齢者を支える生活支援サービスについて学習の場を提供していく。	継続実施	介護保険課
		健康教育の実施	・令和6年度実績健康教育実施16回【健康増進課B】 ・令和6年度実績 健康教育実施66回（延べ1,207人） 地域支援事業の運動教室（元気しゃっきり教室・運動楽C教室）を除く【健康事業準備室B】	B	今後の健康教育について、令和7年度から委託事業分もあることから委託事業者と連携し取り組む。	継続実施	健康増進課 健康事業準備室
		女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催	大阪府内で開催される企業のためのセミナーや、エンパワメントの目的が共有できるような講座の情報を提供した。	A	大阪府内で開催される企業のためのセミナーやエンパワメントの目的が共有できるような講座の情報を提供する。	継続実施	人権推進課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（エ） 男性に向けた男女共同参画推進の支援	a 家庭・地域への男性の参加・参画の促進	男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや関連するパンフレットを通じて、男性の育児参加等への理解を高めるよう啓発に努めた。【生活環境課B】 ・男女共同参画社会づくりの推進を図るため、市民団体と協働で女と男のハートフル講座を開催した。6月の男女共同参画週間において、性別にとらわれることなく、自分らしく、その個性と能力を発揮することができる社会の実現に関する記事を掲載した。【人権推進課A】 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・性別にかかわらず、労働者が自身の望むワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修会等で、情報提供や啓発を引き続き行う。 【生活環境課】 ・広報誌やウェブサイトを通じて、男女共同参画の推進に関する記事を掲載するなど、啓発活動に努める。【人権推進課】 	継続実施	生活環境課 人権推進課
		男女が社会の対等な構成員であることを阻害する意識を解消するため、意識づくりや学習の場を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦とその夫・家族を対象に妊婦疑似体験・胎児の発育について学習する両親教育を日曜午前に開催した。【健康増進課】 ・就学前の子どもを持つ父親を対象にした事業を実施するなど、男性の子育て参加の推進に努めた。【こども支援課A】 ・男女を必要以上に区別したグループ分け等は行わず、一人ひとりの違いを大切に考えられるような教育をするとともに、保健等では身体上の性差について学び、互いを尊重しあえる意識を育む活動に取り組んだ。【学校教育課B】 ・アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）をテーマにしたセミナーを開催し、性別に基づく「固定的性別役割分担意識」は男女共同参画社会の実現に向けた大きな障がいの一つとなっていることなどを学ぶ機会を創出した。【人権推進課A】 ・「男の料理クラブ」を月2回活動し、延べ256人が参加した。「男の料理体験講座」には延べ11人が参加した。「人生100年時代私らしいはんなんLIFEとは」には、男性延6人の参加があり、地域活動への関心を高め生きがいにつながる学習機会を提供した。【中央公民館B】 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・取組方針に基づき、事業を実施することができた。アウトプット、アウトカムともに達成することができた。【健康増進課】 ・就学前の子どもを持つ父親を対象にした事業を通じて、男性の子育て参加の推進について今後も継続していく。【こども支援課】 ・性別に捉われず行動することができるよう、性別での役割に対するステレオタイプの意識があまりついていない早期発達段階より継続した取組を推進していく。【学校教育課】 ・セミナー・講座等を通じ、男女共同参画の意識醸成を図るとともに、チラシやリーフレット等を活用するなど、市民啓発に努める。【人権推進課】 ・男性が地域で活動することにより生きがいを持つ意識を高める学習機会を提供することができた。今後も継続を要する。【中央公民館】 	継続実施	健康増進課 こども支援課 学校教育課 人権推進課 中央公民館

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
(2)子どもに関する課題							
ア こどもの人権の尊重							
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
(ア) 教育・啓発の推進	a 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の普及啓発	子育て講座	主に未就学児を持つ家庭を対象とした子育て講座を年12回開催し、子育てのヒントや知識につながる内容や保護者がリフレッシュできる内容の講座などを取り入れた。（令和6年度参加者延べ313名）	A	講座には子育てに意欲が持てるような内容や日頃の子育てのヒントにつながる身近な内容なども取り入れ、受講者の子育ての意識や意欲向上につながるように努める。	継続実施	こども支援課
	b 子どもの人権に関する啓発講座の開催	特別な支援が必要なこどもの施策の充実	未就学の障がい児などに対し、それぞれのニーズに応じ、保育所での保育又はたんぽぽ園での療育などを提供した。	A	乳児健診や医療機関等において、発達支援が必要な児童の保護者に対し、早期療育につなぐ情報提供が必要である。また、発達支援が必要な児童のニーズの見極めが重要である。	継続実施	市民福祉課
		点字絵本づくりを通して、視覚障がい者への理解促進	公民館施設の地下浸水のため、イベントを実施することができなかった。	C	、子どもを対象に視覚障がい者への理解を図ることを目的として令和7度は2回実施を予定し、取り組みを継続していくことが大切と考える。	継続実施	中央公民館
		ヒューマンライツセミナー等、こどもの人権に関する市民啓発講座（市職員研修を含む）の開催	岸和田人権擁護委員協議会と連携を図り、子どもの人権をテーマとした「みんなの人権教室」を開催した。人権を考える市民の集いでは、「親子でいっしょに知って、感じて、考える」ことを目的として、うたとピアノの体感わくわくコンサートを開催した。	A	「子どもの人権」をテーマとしたセミナーを開催する。	継続実施	人権推進課
	c 子どもの人権に関する保護者対象の教育講演会の開催	学校園の教職員へのこどもの人権についての研修や情報提供の実施	各校園の教育講演会等において、保護者がこどもの人権について学習する機会となるよう、こどもの人権に関する教職員研修や情報提供を行った。	B	学校園の教育講演会等において、保護者がこどもの人権について学習する機会となるよう、こどもの人権に関する教職員研修や情報提供を毎年行っていく。	継続実施	学校教育課
		「命の大切さ」について親子学習会の実施	「命の大切さ」についての親子学習会は実施できなかった。	B	自分の身の回りの人々の存在や命について考える時間を持ち、保護者と共に命の大切さに気付くことができるような機会をもつ。	継続実施	各幼稚園
		保護者のこどもの人権に関する意識向上を図る為の情報提供	・子どもの人権に関する市民啓発講座、講演会の情報をポスター、各園所に配付し、広報紙等で提供した。	A	・随時施設の玄関等に子どもの人権に関して意識が向上できるポスター等掲示をすることで保護者に啓発する。【各保育所・各幼稚園】 ・保育教育施設や庁内に、こどもの人権に関して意識向上につながるポスター等を掲示することで保護者への啓発を図る。【こども政策課】	継続実施	各保育所 各幼稚園 こども政策課
	d 教職員における人権研修の充実	校園所の教職員対象にこどもの人権に関する人権教育研修を実施	第1回、第2回、第3回人権教育研修及び、第1回、第2回管理職人権教育研修において、こどもの人権をテーマに各校園所の管理職及び人権教育担当者が学習した。	A	管理職や人権教育担当者のみならず、経験年数の少ない教職員の子どもの人権に関する理解や感覚をさらに向上させるため、実態やニーズを把握したうえで、効果的な研修を継続して行う。	継続実施	学校教育課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
	e 広報活動の充実	子どもの権利に関する条例の理解を高めるための情報提供や広報活動の実施（旧：こどもの人権に関する理解を高めるための情報提供や広報活動の実施）	校長会・教頭会・園長会において、阪南市子どもの権利に関する条例が制定されたことと、その内容について伝えた。また、こどもの人権に関する理解を高めるために、学校に随時、最新の情報提供を行った。【学校教育課】	A	・学校教育活動において、子どもが自分たちの活動や行事等に対して意見を述べる機会を持つことや、子どもたちが主体的に活動等がよりよくなるよう考えを持ち、話し合う活動を充実させるため、引き続き、人権教育研修会や校長会・教頭会・園長会等で周知・啓発していく。【学校教育課】	継続実施	学校教育課 人権推進課
		子どもの権利に関する条例に基づき、子どもに関する施策や事項について、子どもの意見を聴きとる機会の充実を図るために職員向け周知啓発を実施	子どもの人権に関するセミナーを実施するなど、職員向け周知啓発活動を実施した。【人権推進課】	A	・阪南市こどもの人権に関する条例のリーフレットを作成し、各種セミナーで配布するなど周知啓発に努める。【人権推進課】	継続実施	学校教育課 人権推進課

イ 子どもの頃からの人権教育・保育の推進

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
権（ア） 教育・ 保育の 推進 幼稚園、 小中学校 における人	a 全教育・保育活動における人権意識の涵養のための人権教育・保育	人権教室の実施	年長児対象の人権教室は実施できなかった。	B	12月に人権教室を行う予定。	継続実施	各幼稚園
		人権を尊重する保育の提供。保育士の意識向上のための研修参加	・研修計画にそって定期的に人権教育保育研修や職場研修を実施し、研修内容を生かす保育実践を行うことで、職員の人権意識の向上に努めた。【幼稚園・保育所A】 ・年間教育保育研修計画に基づき、定期的に人権教育保育研修や職場研修を実施し、保育所・幼稚園職員の人権意識の向上に努めた。【こども支援課A】	A	・引き続き、園内外での研修に参加し、互いに共有することで、高め合い、子どもの人権について常に意識した保育ができるように努める。【幼稚園・保育所】 ・引き続き研修等を実施し、あらゆる方面からの「子どもの人権」について意識の向上に努め、所内や園内で共有し、子ども達の人権保育につなげていく。【こども支援課】	継続実施	各保育所 各幼稚園 こども支援課
		学校園の人権教育年間指導計画に基づいた人権教育の実施	学校園の人権教育年間指導計画に基づいた人権教育を実施するとともに、全教育活動において、人権教育を基盤とした教育を行った。個人権課題ごとの当事者等ゲストティーチャーを招き、学習した学校もある。	A	学校園の人権教育年間指導計画に基づいた人権教育を実施するとともに、全教育活動において、人権教育を基盤とした教育を行うことで、子どもたちの人権感覚のさらなる向上を図る。	継続実施	学校教育課

ウ 子どもの人権侵害の防止と子どもの支援体制

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ア） いじめ・	a いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営	年2回協議会を開催し、市内のいじめ対応について協議	7月18日、12月17日に実施した。	A	1学期末と2学期末に1度ずつ実施を予定している。	継続実施	学校教育課
	b いじめ防止対策委員会の設置・運営	年2回の定例開催又は、調査が必要な重大事態への対応	10月8日、2月18日に実施した。	A	年2回の実施を予定している。	継続実施	学校教育課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
児童虐待等の 人権侵害の防止	c 保育所、幼稚園、 小中学校におけるいじめの予防、早期発見、早期解決の取組の推進	子どもの「人権」意識の芽を育て高めること、及び、けんかやトラブルなどの早期問題解決と仲間づくりの推進	・子ども同士の思いや意見の違いなどで喧嘩やトラブルが生じた時、互いの思いを確認し、尊重し合えるように努めた。また、発達段階に応じ、言葉の掛け方や相手の気持ちを伝える等、指導を行った。【幼稚園A】 ・子どもたちのさり気ない言動に留意しつつ、日々の保育の中でけんかやトラブルが生じた時は、互いの思いを尊重し解決につながるような教育・保育の実施に努めた。【保育所・こども支援課A】	A	・子どもの意見を出したり、話したりする機会を十分に保障し、発達段階に応じたきめ細やかな言葉がけや対応を行う。また、継続して絵本等の視覚教材を活用し「人権」について考える機会を大切に進める。【幼稚園】 ・発達段階に応じた身近な題材を取り上げ、絵本や紙芝居などの視聴覚教材を活用し「人権」意識の芽を育てよう努める。【保育所・こども支援課】	継続実施	各保育所 各幼稚園 こども支援課
		校園長会にていじめの定義を確認し、月例の報告書で校園内のいじめの認知について市教委で取りまとめ及び確認	小学校で338件、中学校で80件のいじめを認知し、各学校で対応した。	A	件数は小学校で微増、中学校で増加となっているが、適切にいじめを認知し、早期から積極的に対応していると肯定的に捉えている。今後も、いじめ認知の感覚を各校で高め、積極的に認知し、解消につなげられるよう校長会や生徒指導担当者連絡会にて伝え、伝達講習等で各校教職員へ周知していく。	継続実施	学校教育課
	d 阪南市要保護児童 対策地域協議会（阪南市児童虐待防止ネットワーク）の運営	児童虐待の予防、早期発見、早期対応及び継続的支援を関係機関等の連携により実施	保護者等からの相談に応じ、また子どもに関わる機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見、適切な支援を行った。	A	ケース対応件数は増加傾向である。各関係機関と連携をとりながら、引き続き児童虐待の予防、早期発見、適切な支援に努める。	継続実施	こども支援課
	e 養育支援訪問の実施	障がいのある子どもや養育・成長に支援の必要な子ども及び保護者に対して、より専門的で総合的な支援	・支援が必要な子どもの様子に応じて子ども支援員の配置をした。阪南市域支援教育コーディネーターの巡回相談を年4回実施し、子どもの育ちに合った支援を行った。 ・保育所・幼稚園では支援の必要な子どもの様子に応じて、こども支援員を配置し、定期的に特別教育支援士・支援教育コーディネーターの巡回相談を実施した。【こども支援課】	A	・支援の必要な子どもの様子に応じて子ども支援員を配置し、定期的に阪南市域支援教育コーディネーターの巡回相談を受け、適切な支援を行っていく。 ・未就学の支援の必要なこどもに対し、それぞれのニーズに応じて、保育所、幼稚園での保育・教育を提供し、引き続き適切な支援を行い、適正に次年度、小学校へ引き継ぐ。【こども支援課】	継続実施	各保育所 各幼稚園 こども支援課
(イ) 相談体制の充実	a 相談窓口の充実	家庭児童相談窓口や子育て相談窓口、教育相談窓口を広報やホームページで周知	令和4年6月よりこども支援課内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、18歳未満の児童及びその家庭、また妊産婦に対する継続的な支援に向けて周知を図った。【こども支援課A】 ・広報誌と市ウェブサイトで広く周知するとともに、各校で必要に応じて直接周知し、教育支援センターへの相談件数は増加した。電話相談と面談相談を含め、合計192件の相談に対応した。【学校教育課A】	A	支援困難な事例にも対応できるように相談員のスキルアップを図り、育児や家庭の悩みなど子どもに関する相談を受ける体制の充実を図ると共に、その相談窓口の周知に努める【こども支援課】 ・教育相談件数は増加した。特に、教育支援センターの相談体制について周知したので、教育支援センターへの相談が増加したことが要因である。相談は、単発のものや継続して行ったもの等がある。多様な内容、形態であったが、その都度。学校と共有し、関係機関とつながりを持てるよう支援を行った。【学校教育課】	継続実施	こども支援課 学校教育課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ウ） 支援体制の充実	a 教育支援センター（シンパティア）の充実	不登校児童生徒に対し、学校外での活動の場を提供	小学生と中学生の登録が増加した。相談対応のための開室が205日、通所のための開室が、153日であった。	A	通所のための時間帯は変更しなかったが、午前中から相談対応できるようになったため、学校生活や登校について教育相談があり、通所に繋がったケースが複数件あった。今年度は、通所できる日数を微増した。	継続実施	学校教育課
	b 障がい児施策の充実	障がいのある子どもや発育・成長に支援が必要な子ども及び保護者に対して、より専門的で総合的な支援促進	・支援が必要な子どもの様子に応じて子ども支援員の配置をした。支援教育コーディネーターの巡回相談を年4回実施し、子どもの育ちに合った支援を行った。【幼稚園】 ・未就学の支援が必要な子どもの様子に応じて、保育所、幼稚園では子ども支援員を配置し、定期的に特別支援教育コーディネーターの巡回相談を実施し、それぞれのニーズに応じた支援を行った【保育所・こども支援課】	A	・支援が必要な子どもの様子に応じて子ども支援員を配置し、定期的に特別支援教育コーディネーターの巡回相談を受け、適切な支援を行っている。【幼稚園】 ・未就学の支援が必要な子どもに対し、それぞれのニーズに応じて、保育所・幼稚園での保育・教育を提供し、適切な支援を行い、適正に次年度、小学校へ引き継ぐ。【保育所・こども支援課】	継続実施	各保育所 各幼稚園 こども支援課
		支援を必要とする子どもに対して就学前からの支援体制を整えるために、教育支援相談員及び阪南市域支援教育コーディネーターによる公立の幼稚園、保育所の巡回	教育支援相談員及び阪南市域支援教育コーディネーターの教員が、各公立幼稚園、保育所へ年4回以上の巡回を行い、支援体制及び個別の支援方法への助言を行った。	A	定期的な巡回により、就学前から個別の教育支援計画の作成を進めるなど、早期からの支援体制を構築することができている。引き続き公立の各園所への巡回を行う。	継続実施	学校教育課
		市内小中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に特別支援教育就学奨励費を支給し、経済的負担の軽減	学校現場と連携し、全ての在籍者に周知することができ、小学校107名、中学校44名、計151名の児童・生徒の保護者に支給した。	S	全ての在籍者に周知し、対象者に支給することができたため、Sとした。引き続き学校現場と連携して制度の周知徹底を図り、適正に支給する。	継続実施	教育総務課
		阪南市が委託している障がい者相談員（視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神）の相談業務の質の向上や周知・充実	各相談員は、当事者や当事者の親を相談員として委託している。ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言が評価されている。相談件数7件（昨年度実績16件）	A	ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言が評価されているため、A評価とする。	継続実施	市民福祉課
		福祉避難所を指定し、要援護者等の受け入れ体制の整備を図るため、福祉避難所のさらなる確保に向け、市内各所の福祉施設等への理解・協力促進	要援護者等の受け入れ体制の充実化を図るため、新たに1施設と福祉避難所の協定締結を行った。	A	福祉避難所との協議・調整を行い、災害時に要援護者が円滑に避難できるよう受け入れ態勢の充実に向けた取組を進める。	継続実施	市民福祉課 介護保険課 危機管理課
		c 社会的擁護体制の推進	支援が必要な児童を対象に、適切な支援サービスを実施	障がい児などの発達を支援するため、保護者等からの相談に応じ、適切な療育等が受けられるよう受給者証を発行し、障がい児通所支援給付費等を支給する。	A	今後も18歳未満の発達に遅れ等があり、特別な支援を必要とする児童及び障がいのある児童が療育を受けられるように支援していく。	継続実施

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課	
エ 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり								
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課	
（ア） 子育てを地域全体で支える共生のまちづくり	a 母子の健康の確保	出生児のうち第1子については保健師または助産師、第2子以降についてはこんにちは赤ちゃん事業訪問員が家庭訪問し、育児相談や地域における子育て情報の提供	令和5年度からは全数保健師訪問とし、該当家庭への訪問を実施した。また、里帰りしている人に対しては里帰り先での訪問や面接・電話・予防接種歴の確認等を実施した。第1子の母に対しては、早めに電話連絡を入れることで母のニーズに早く応えられるよう努めた。	A	今後もこんにちは赤ちゃん訪問を継続して行う。核家族化が進む中で、乳児に接する経験がないまま出産する親も増えており、育児に関する知識を得る機会が少ない状況であるため、育児情報を提供する機会として訪問事業を活用する。子育て応援給付金の申請も訪問時に行っており、伴走型相談支援として活用している。	継続実施	健康増進課	
	b 子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供	妊娠届出時の保健師等による面接や妊娠中の電話相談・訪問を通して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで母子の心身の健康増進を図った。	A	核家族化により、育児について身近に相談できる人がいない人が増加しているため、訪問することで必要な情報を提供し、相談を受けることで育児不安を軽減できるよう、家庭訪問を継続していく。	継続実施	健康増進課	
	c 仕事と子育ての両立支援	時間外保育の実施	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施した。	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施した。	A	就労形態の多様化により、今後も一定数の需要を保つことが予想されるが、昨年度に引き続き、延長保育士の不足により、時間帯によっては人員体制が手薄になることがある。人員確保が継続課題である。	課題あり	こども政策課 各保育所
		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護の実施	家庭の状況、必要性に応じ、幼稚園、認定こども園において、「預かり保育」として必要な保護を実施した。	A	家庭において主に昼間、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、関係機関と連携をとり、状況把握をしながら各施設で一時的に預かり必要な保護を行う。	継続実施	こども政策課	
			私立幼稚園が実施する幼稚園型一時預かり事業を支援するため、国制度により適切に補助金を交付した。	A	引き続き、私立幼稚園が実施する幼稚園型一時預かり事業を支援することで、家庭における仕事と子育ての両立を支援する。	継続実施	こども政策課	
		放課後保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、留守家庭児童会を開設	全小学校の敷地内において、留守家庭児童会を16支援単位設置し、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その児童の健全な育成を図った。	B	指導員を対象とした研修を実施するとともに安全計画を策定するなど保育の質の確保と向上に努める。	継続実施	生涯学習推進室	
	d 子育てに関する講座の開催	子育て講座の実施	・主に未就学児を持つ家庭を対象とした子育て講座を年12回開催し、子育てのヒントや知識につながる内容や保護者がリフレッシュできる内容の講座などを取り入れた。【こども支援課】 ・「子育てと自分育てを楽しむ講座2024」を3回実施し、参加者92人、またママのリフレッシュ講座を2回実施し19人が参加した。【中央公民館A】	A	・講座には子育てに意欲が持てるような内容や日頃の子育てのヒントにつながる身近な内容なども取り入れ、受講者の子育ての意識や意欲向上につながるように努める。【こども支援課】 ・昨年度の参加95人とほぼ同人数が参加し、育児不安や負担軽減につながる事ができた。今後も継続性のある事業の実施に努め、育児の不安、課題などを引き出し、相談につなぐ役割を担うことが必要である。【中央公民館】	継続実施	こども支援課 中央公民館	

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
e 家庭訪問事業の充実		妊娠期から乳幼児期において、保健師・助産師が家庭訪問する相談を実施	保健師・助産師が妊産婦、乳幼児等に訪問し、育児相談や保健指導を行った。妊娠中期に電話相談や妊娠8カ月時にアンケートの郵送をしている。	A	妊娠届出時に専門職がすべての妊婦（その家族）と面接を行えた。今後も引き続き切れ目のない支援を行う。	継続実施	健康増進課
	f 地域子育て支援センターを拠点とした子育て支援体制の充実	ファミリー・サポート・センター事業	育児のサポートを受けたい人（利用会員）とサポートを行いたい人（協力会員）に会員登録してもらい、ペアリングすることで子育てを支援する。なお、令和6年度の依頼に対して成立した割合は78%となった。	A	相談者のサポート依頼については送迎業務が主となってきている。サポート依頼が多い時間帯に十分に対応できるよう、引き続き協力会員の担い手の確保に努める。	継続実施	こども支援課
g 子育てに関する相談窓口の充実		阪南市が委託している障がい者相談員（視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神）の相談業務の質の向上や周知・充実	各相談員は、当事者や当事者の親を相談員として委託している。ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言が評価されている。相談件数7件（昨年度実績16件）	A	ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言が評価されているため、A評価とする。	継続実施	市民福祉課
		家庭児童福祉に関する相談業務を行い、家庭児童福祉の向上	令和4年6月よりこども支援課内にこども家庭総合支援拠点を設置し、18歳未満の児童及びその家庭、また妊産婦に対して、継続的な支援を実施した。	A	支援困難な事例にも対応できるように相談員のスキルアップを図り、育児や家庭の悩みなど子どもに関する相談を受ける体制の充実を図るとともに、その相談窓口の周知に努める。	継続実施	こども支援課
		すくすく健診・のびのび相談の充実	各種療育機関や専門医療機関などへの紹介、保護者支援を継続して行うことで、子どもの健全な育成を図った。	A	各医療機関への紹介や保護者支援を行った。引き続きこどもと親への支援を行う。	継続実施	健康増進課
		障がい（又はその疑い）のある子どもの生活、学習、就学、進路などについての教育相談の実施	各学校園では、担任や支援教育コーディネーターに日頃から相談できる体制を整えている。また、支援教育相談員にも早期から相談できる体制もとっている。阪南市域支援教育コーディネーターの教員、教育支援委員会と連携し、情報提供を行った。	A	各学校園にて、担任や支援教育コーディネーターが、子育てや就学に関わる相談に丁寧に応じている。また、早期からの相談体制として教育支援相談員を配置するとともに、保健センターや支援学校等とも連携をして相談体制を充実させている。	継続実施	学校教育課
h 交流の場の設定		子どもたちが障がいのある人と出会い、交流することを通じて、障がいについて理解を深める教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが障がいや様々な特性を持った人がいることを理解できるよう機会ごとに知らせたり、話をする中で、障がいについて理解を深める保育をしている。 子どもたちが障がいやさまざまな特性を持った人がいることを理解できるよう、保育の中の様々な機会、場面に応じて知らせたり、話をすることを意識した。【こども政策課・各保育所・各幼稚園B】 全小中学校で障がい理解教育を実施した。当事者との交流を通して障がいについて考え、理解を深められるよう取り組んだ。【学校教育課B】 	B	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが交流を通して、障がいやさまざまな特性を持った人がいることを理解できるように支援する。 子どもたちが当事者との交流を通して、障がいやさまざまな特性を持った人がいることを理解できるように支援する。【こども政策課・各保育所・各幼稚園】 障がい者団体や障がいのある人との交流によって、子どもたちの障がいのある人との関わり方などの理解が深まっていく。これからも工夫された交流活動を進められるよう、引き続き小中学校に有効な情報提供を行う。【学校教育課】 	継続実施	こども政策課 各保育所 各幼稚園 学校教育課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
	i 貧困の連鎖防止に向けた施策の充実	生活困窮及び生活保護の相談及び支援	生活困窮相談件数179件、うち新規プラン作成件数56件、生活保護相談件数322件、うち保護申請87件、開始60件。	A	令和2年度より自立相談支援事業は阪南市社会福祉協議会へ委託し、自立相談員を市の窓口で常駐設置し窓口相談を行っていた。しかしながら令和5年度からは相談員の常駐設置が困難となったため、市役所と社会福祉協議会窓口での2カ所での相談対応をなしたことから、相談窓口の明確化を目的に令和6年度末に自立相談支援事業のパンフレットを作成し、相談窓口の周知を図った。令和7年度も2カ所の相談窓口において、生活保護、生活困窮いずれの相談も受付、途切れない相談支援体制を維持する。	継続実施	生活支援課
		地域就労支援事業の実施	就労につながるよう、関係機関と連携し、利用者に応じたきめ細やかな相談業務を実施した。また、就職支援のためのセミナーや講習会を実施した。	A	地域就労支援相談窓口の周知啓発に努め、就職希望者に対し、関係機関と連携を図り、個々のニーズに応じた支援に努める。	継続実施	生活環境課
	j ひとり親家庭等への支援の充実	子ども子育て支援事業計画の「ひとり親家庭等の自立促進」の実施	高等職業訓練促進給付金事業等の就業支援の促進、児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成事業等の経済的支援の充実、相談情報提供体制の充実を図った。	A	高等職業訓練促進給付金事業等の就業支援の促進、児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成事業等の経済的支援の充実、相談情報提供体制の充実を図る。	継続実施	こども支援課
k 子どもの安全の確保対策の充実		阪南市要保護児童対策地域協議会（阪南市児童虐待防止ネットワーク）	保護者等からの相談に応じ、また子どもに関わる機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見、適切な支援を行った。	A	対応件数が増加傾向の中、今後も関係機関と連携し対応を行う。	継続実施	こども支援課
		交通安全施設の整備	歩道、歩道橋、防護柵などの交通安全施設の整備を促進し、安全な歩行空間の確保に努めた。カーブミラー新設18面（前年度7面）、カーブミラー補修24面（前年度20面）、ガードレール 0m（前年度0m）、防護柵 0m（前年度15m）、区画線 2,067m（前年度2,903m）	A	市民からの要望に対する交通安全施設の設置だけではなく、点検を行い更新する事ができたのでA評価とする。引き続き、危険箇所への安全対策・管理に努める。	継続実施	道路公園課
		市内公立幼稚園・小学校に地域ボランティアである受付員を配置し、子どもたちの安全確保と不審者の侵入防止	登録者数は幼稚園13人、小学校43人。全ての公立幼稚園・小学校に受付員を配置することができた。	A	・継続して、全ての公立幼稚園・小学校に受付員を配置できたためAとした。今後も継続して実施できるように受付員の登録人員の確保に努めるとともに、情報交換会等を実施して地域ボランティアの育成と発展を図る。 ・受付員の登録人員の確保に努めるとともに、研修を実施して地域ボランティアの育成と発展を図る。	継続実施	教育総務課 こども政策課
		児童虐待防止ネットワークの開催	要保護児童対策地域協議会管理の件数増加のため、年6回モニタリング会議を実施し、関係諸機関と連携した。学期始め、長期休業前には、校長会において見守り、早期発見のための周知を行った。	A	児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、各関係機関と連携して対応することができた。	継続実施	学校教育課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
--------	-------	----------	-----------------	-----------	-------------------------------	----------	-----

(3) 高齢者に関する課題

ア 高齢者の人権の尊重

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
(ア) 高齢者の尊厳の保持	a すべての高齢者の人権の尊重・権利擁護の推進	高齢者の権利擁護についての普及啓発、相談事業の実施	「高齢者の人権」をテーマとしたセミナーを開催した。人権相談事業を実施した。	A	セミナーや講座の開催を通じて普及啓発に努める。	継続実施	人権推進課
	b 高齢者を守る身近な相談窓口の設置等支援体制の充実	相談窓口の周知、充実	地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行った。 令和6年度相談件数 11,529 件	B	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待、権利擁護の相談援助を引き続き行う。（随時）	継続実施	介護保険課
	c 権利擁護に関する取組の充実	市民後見人の養成と活動支援	成年後見制度の利用ニーズの増加に対応するため、地域の権利擁護の担い手となる市民後見人を養成した。	B	市民後見人の養成事業を継続し、権利擁護の担い手の拡充を図る。	継続実施	介護保険課
	d 身体拘束ゼロに向けた取組の推進	相談窓口の周知、充実	介護保険課及び地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行った。	B	介護保険課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待、権利擁護の相談援助を引き続き行う。（随時）	継続実施	介護保険課
	e 孤立死の防止に向けた取組の推進	孤立死防止に向けた見守り活動及び啓発の強化	「阪南市共生の地域づくり庁内連携推進会議」で地域福祉研修を6回実施。まちづくり協議会等の活動の場に向き、地域の活動者から学びを得た。【市民福祉課S】・介護サービス・障がい福祉サービス利用者は関係事業所との連携・見守り体制を整備し、社会福祉協議会・校区地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターと協働し、孤立死防止に向けた啓発の強化に努めた。【介護保険課B】	S	地域の活動者の交流から行政職員として良い気づきがあった研修であったことからS評価とした。これからも社会福祉協議会・校区地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター等関係機関と協働し、孤立死防止に向けて、安心ダイヤル事業の推進や啓発の強化に努める。【市民福祉課】 ・社会福祉協議会・校区地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター等関係機関と協働し、孤立死防止に向けて、安心ダイヤル事業の推進や啓発の強化に努める。【介護保険課】	継続実施	市民福祉課 介護保険課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
イ 我が事・丸ごとの地域共生社会の実現							
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
（ア） 高齢者にやさしい安全なまちづくりの充実	a まちのバリアフリー化の推進	歩道、歩道橋、防護柵などの交通安全施設の整備を促進し、安全な歩行空間の確保	カーブミラー新設18面（前年度7面） カーブミラー補修24面（前年度20面） ガードレール 0m（前年度0m） 防護柵 0m（前年度15m） 区画線 2,067m（前年度2,903m）	A	市民からの要望に対する交通安全施設の設置だけではなく、点検を行い更新する事ができたのでA評価とする。 引き続き、危険箇所への安全対策・管理に努める。	継続実施	道路公園課
	b 公園の整備と利用促進	「阪南市都市計画マスタープラン」におけるまちづくりの方針である「身近な公園などにコミュニティがふれるまちづくり」の推進	「阪南市都市計画マスタープラン」におけるまちづくりの方針である「利用しやすい公園環境づくり」に基づき、開発事業者との開発協議において地域住民の使いやすい公園の配置ができた。	A	開発事業者との開発事前協議及び各課協議の際、地域の利用しやすい公園づくり、市民による自主的な公園緑地の維持管理の促進を促す。	継続実施	都市整備課
		障がい者を含めたすべての人が自らの意志で自由に利用することのできる公園施設の整備・改善	市民が安全に利用できるよう努めた。 公園工事修繕件数 16件（前年度18件） 管理委託 12件（前年度28件） 安全点検 1回（前年度 1回）	A	安全点検の実施等により、公園施設の維持修繕に努めた結果、安全を確保できたのでA評価とする。 引き続き、公園施設の安全利用のため、整備・改善に努める。	継続実施	道路公園課
	c コミュニティバス運行事業の推進	鉄道・路線バス・タクシー以外の公共交通として、主に日常生活や近隣への移動サービスの提供をしています。地域ごとに人口減少や高齢化の進展の度合い、移動ニーズは異なることから、今後、地域の実情に応じた公共交通体系を構築するとともに、公共交通と福祉施策による輸送サービスの分担を行い、公共交通における持続性の確保	近年はコロナ禍の影響などで、乗車数が減少していたが、令和4年度のダイヤ改正の影響もあり令和6年度の乗車数が過去で最大の乗車数となった。 ※令和6年度の利用者数は164,395人（令和5年度は156,732人） また、令和3年度よりノンステップバスを導入している。	A	人口減少、高齢化の進展が見込まれるなか、今後も持続可能な運行を実現することが課題となるため、阪南市公共交通基本計画に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会の事業を継続して実施する。	継続実施	都市整備課
	d 高齢者のニーズに対応した住宅の整備	市内の住宅情報や提供整備に関する方針、高齢者の「すまい方」等の検討	・必要に応じ窓口で高齢者住宅・施設の手引きを配布し、情報を提供している。市ウェブサイトにも掲載した。【介護保険課】 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録簿や住宅リストに関する情報等を窓口で設置することで、市民に対して情報提供した。【都市整備課】	A	・市内の住宅情報を提供するとともに、相談者の心身や実情に応じた情報提供に努める。また、今後市内の将来における高齢者人口等を勘案して、必要な高齢者住宅が供給されているか等、関係各課と連携のもと検討する。【介護保険課】 ・今後もサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、住宅情報等について、窓口等に設置し、市民に対して情報提供を行う。【都市整備課】	継続実施	介護保険課 都市整備課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
	e 地域防災の推進と地域福祉	ひとり暮らしの身体障がい者に対し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応が行えるように努める。	令和7年3月末緊急通報装置設置件数は1件。	A	通報件数は0件だったが、利用者の安全に寄与しているためA判定とする。今後も利用者の安全が確保できるように取り組む。	継続実施	市民福祉課
		地域の連携や活動等を通じて出前講座等の防災教育を行い、災害時要援護者を災害から守れるよう取り組む。	自治会・自主防災組織に向けて防災出前講座の実施とともに地域防災組織育成助成事業の実施により自主防災組織のさらなる充実を図った。また、市内市立小学校及び市立幼稚園にて防災教育を実施した。それらの活動等を通じて自助・共助の重要性を認識し、地域にて問題解決の意識を高めるよう取り組めた。	A	防災訓練、防災講座を行うことで自助・共助の重要性を認識し、それぞれの地域においての問題解決への意識を高められるよう取り組む。	継続実施	危機管理課
	f 地域と連携した防犯・防災の体制の充実	福祉避難所を指定し、要援護者等の受け入れ体制の整備を図るため、福祉避難所のさらなる確保に向け、市内各所の福祉施設等への理解・協力を働きかける。	要援護者等の受け入れ体制の充実化を図るため、新たに1施設と福祉避難所の協定締結を行った。	A	福祉避難所との協議・調整を行い、災害時に要援護者が円滑に避難できるよう受け入れ態勢の充実に向けた取組を進める。	継続実施	市民福祉課 介護保険課 危機管理課
		災害の被害を軽減するためには、初期消火や避難誘導などの自主的な防災活動が重要となることから、自主防災組織の設立・育成に努めるとともに、地域での防災訓練等において、防災意識の高揚や啓発に取り組む。	令和6年度は、阪南市で初となる市内全域で市民参加型の総合防災訓練を行い、また、防災避難訓練、防災出前講座を実施するとともに、地域防災組織育成助成事業として外部講師を招き自主防災組織に向けた講演会を実施することにより自主防災組織のさらなる組織率向上を図った。年間を通じて自主防災組織に対しては地域で抱える課題をブラッシュアップし、より充実した防災意識の高揚、啓発等を行うことができた。 令和7年3月31日付にて自主防災組織率が73.3%となっている。	A	総合防災訓練や防災避難訓練、防災講座、防災講演会等を実施することにより、地域で抱える課題をブラッシュアップし、自主防災組織に対してより充実した育成等が行えるよう取り組む。	継続実施	危機管理課
(イ) 地域福祉活動の充実	a 市民参加による地域福祉の推進	おおむね中学校区単位に地域の福祉相談員（CSW）を配置し、個別の福祉サービスの利用や生活全般の困りごとの相談に応じ、住民の力での解決を支援し、必要に応じて専門職につなぐ。	東西地域包括支援センターに2名ずつ配置しているCSWは、地域の福祉相談員として電話、来所、出張による相談に応じ、関係機関と連携しながら個別の困りごとの解決を図っている。 災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）の利用支援をはじめとして、様々な地域（福祉）活動の支援を行った。 相談件数 2,821件（前年度3,300件） 内障がい者相談件数 341件（前年度302件）	A	地域の福祉相談員として、地域の関係団体や関係機関と連携した活動が拡大しているためA評価とする。 民生委員児童委員協議会や校区地区福祉委員会などの地域の関係団体・機関及び生活困窮者自立支援制度相談員や地域包括支援センターなどの保健福祉専門職員との連携を進める。またCSW連絡会を1か月に1回開催し、上記の専門職員との連携を図るとともに、個別支援の手法、地域課題の解決方法等について、情報共有や意見交換を行う。	継続実施	市民福祉課
		地域の多様な主体による福祉活動の推進	・地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながるよう、協力要請があれば、関係各課に協力可能な体制を整備した。【企画課B】 ・自治会DXを推進するなど、地域活動の推進に貢献した。	B	・地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながるよう、関係各課に協力可能な体制を整備する。【企画課】	継続実施	関係各課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
	b 社会福祉協議会の活動の充実	専門機関と連携し、コミュニティワーカーによる地域福祉活動の立ち上げや運営支援を継続して行うとともに、コミュニティワーカーの体制整備のさらなる強化に努める。より一層、社会福祉協議会活動や地域支援の充実を図るとともに、地域共生社会の視点のもと、多様な分野領域横断的な地域福祉推進に取り組む。	<p>校区地区福祉委員会を中心に、きめこまかな活動が展開され、サロンや個別支援活動が実施されている。</p> <p>令和6年度 小地域ネットワーク活動 実績</p> <p>【いきいき健康教室】 14回、延べ参加者207人、延べボランティア 88人</p> <p>【ひとり暮らし高齢者食事会（配食活動含む）】 41回、延べ 1,246人、延べボランティア 438名</p> <p>【世代間交流】 55回、延べ参加者1,777人、延べボランティア 487人</p> <p>【子育てサロン】 36回、延べ参加者947人、延べボランティア 190人</p> <p>【まちなかサロン・カフェ】 967回、延べ参加者23,507人</p> <p>【地域美化活動】 60回、延べ参加者611人、延べボランティア668人</p> <p>【個別訪問・電話】 1,362回、延べ参加者3,728人、延べボランティア 1,099人</p> <p>【講座・勉強会】22回、延べ参加者420人、延べボランティア 296人</p> <p>【茶話会】 12回、延べ参加者614人、延べボランティア140人</p> <p>【その他】 445回、延べ参加者5,348人、延べボランティア 1,872人</p> <p>事業計画どおり実施されている。自治会単位でのサロン活動の展開に積極的に取り組み、身近な場所での居場所づくりを拡大した。</p> <p>まちなかサロンカフェにおいて、障がい者の方も参加できるように共生型の活動に取り組んだ。</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> 自治会単位でのサロン活動の展開に積極的に取り組み、身近な場所での居場所づくりを実施した。 今後も引き続き活動、参加者数の拡大に向けて取り組む。 	継続実施	市民福祉課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
ウ 高齢者の自立促進と生きがい活動の充実							
（ア） 介護予防と健康づくり	a 福祉サービスの充実	いきいきネット相談支援センター、くらしの安心ダイヤル事業の実施	東西地域包括支援センターに2名ずつ配置しているCSWが、地域福祉相談員として、地域に出向き様々な相談を受けた。民生委員児童委員協議会、校区（地区）福祉委員会等関係団体と連携し、くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）による見守りを行った。	A	今後も地域の福祉相談員であるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を、東西地域包括支援センターに2名ずつ配置。くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の周知啓発を図る。	継続実施	市民福祉課
		緊急通報装置設置事業	在宅の要支援・要介護認定を受けたひとり暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急通報装置の設置を行い、安心・安全の確保に努めるとともに、広報等で制度の周知をした。装置の設置により救急搬送にもつながった。	A	ひとり暮らしの高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を送るために、さらに広報等で周知に努める。	継続実施	介護保険課
	b 保健サービスの充実	介護計画第7期「2介護予防と健康づくり、生きがいづくりの推進」2-（2）保健サービスの充実の実施	令和6年度実績 健康教育実施8回（延べ69人）【健康増進課】 令和6年度実績 健康教育実施66回（延べ1,207人）【健康事業準備室】	A	保健サービスの充実について健康増進課・介護保険課・保険年金課で協議し、保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。	継続実施	健康事業準備室
		特定検診事業の実施	疾病の早期発見・早期治療を目的として、国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査（受診率：令和4年度33.1%、令和5年度34.0%）を、後期高齢者医療被保険者を対象に健康診査（受診率：令和4年度14.73%、令和5年度15.09%）を実施した。 ※受診率の確定は10月末頃につき前年度実績。 また、集団健診をがん検診とセット受診可とすることで受診率の向上を図った。	A	疾病の早期発見・早期治療を目的として、国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査を、後期高齢者医療被保険者を対象に健康診査を実施する。また、集団健診をがん検診とセット受診可とすることで受診率の向上を図る。	継続実施	保険年金課
		介護予防・生活支援サービス事業の実施	現行相当サービスと住民主体による支援サービスを実施。基盤整備を図った。	B	多様なサービスを利用者が選択できるように、既存のサービスと併せて、多様な主体によるサービス提供の推進を図る。	継続実施	介護保険課
	（イ） 健康 推進 健康 な まち づくり	a 「阪南市健康増進計画・食育推進計画（中間評価）及び自殺対策計画」の推進	「阪南市健康増進計画・食育推進計画（中間評価）及び自殺対策計画」の推進	令和6年度に第2期阪南市健康増進計画・食育推進計画及び自殺対策計画を策定した。	B	健康づくり推進協議会を1回開催する。	継続実施
b はんなん体操の推進		はんなん体操の推進実施	市民が気軽に取り組める健康づくりの一つとして、普及啓発の取組を推進した。また、地域の通いの場で実施している「いきいき百歳体操」と同時実施している。【健康事業準備室】	A	今後も様々な保健事業や介護予防事業と連携を図りながら、普及・啓発に努め実施する。	継続実施	健康増進課
（ウ） 高	a 高齢者の就労支援	地域就労支援事業の実施	就労につながるよう、関係機関と連携し、利用者に応じたきめ細やかな相談業務を実施した。また、就職支援のためのセミナーや講習会を実施した。	A	地域就労支援相談窓口の周知啓発に努め、就職希望者に対し、関係機関と連携を図り、個々のニーズに応じた支援に努める。	継続実施	生活環境課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
高齢者の活躍の場づくり	b シルバー人材センターの活動の推進	高齢者の就労経験を活かした就労の機会を提供する場として、また高齢者が健康で生きがいを持って働ける場としてシルバー人材センターの活動を支援	シルバー人材センターが継続して事業実施できるよう市として運営に関する補助を行った。	A	今後のシルバー人材センターが自立した活動を行えるよう定期的な意見交換を行う。	継続実施	介護保険課
	c 阪南市老人クラブ連合会及び地域老人クラブ活動の推進	老人クラブの活性化と高齢者の生きがいづくりのため、一人でも多くの高齢者の老人クラブ活動への加入、参加の推奨	会員の減少や高齢に伴い、退会や2つの単位クラブが1つになるなど、単位クラブ数は2つほど減少した。新規会員がいるものの横ばい状態である。また若い世代の加入者が増えない現状があり、会員の事務負担も増加している。次年度から、事務局が社会福祉協議会から阪南市介護保険課となる。	A	老人クラブ事務局の外部化を完全実施し、事務の見直し効率化を図り、会員が主体的に活躍できるよう、後方支援を行う。新規会員の加入促進に努める。次年度からは、事務局は阪南市介護保険課となる。	継続実施	介護保険課
	d 老人福祉センターの充実	老人福祉センターから介護予防拠点への展開	市全体の介護予防と生活習慣病予防の実施による健康寿命の延伸と地域全体の交流促進を図るため、老人福祉センターを介護予防拠点へと展開した。	B	日常生活圏域ごとに介護予防拠点を整備した。介護予防拠点の取り組みを支援する。	継続実施	介護保険課
	e スポーツ活動の推進	子どもから高齢者まで多様な世代がともに参加できるスポーツ・健康づくり事業、スポーツ祭等の推進を図るとともに参加の推奨	子どもから高齢者までの各年齢層を対象にしたフィットネスや種目別のスポーツ教室を開催した。	B	今後も各種スポーツ団体や社会体育施設指定管理者と協力し、市民の生涯スポーツ振興に努める。	継続実施	生涯学習推進室
	f 生涯学習の推進	市民の自主的・自発的学習を促進するため、生涯学習推進計画に基づき、学習に関する情報収集・発信の充実に努めるとともに、さまざまな学習機会の提供により、生涯学習の推進を図る。	尾崎公民館で実施しているおざき公民館食堂は毎月第4土曜日年間9回、523人が利用し、はなていカフェは毎週金曜に開催し、年間28回、地域住民1,171人が利用し、地域の居場所となっている。ボランティアの力で成り立ち、高齢者の活躍の場として活性化している。	A	さらに多くの市民の参加が得られるよう、情報発信を進めるとともに、すでに市内で活動されている様々な市民活動の情報を発信することができるよう、生涯学習関連施設と連携した取組を図る。	継続実施	生涯学習推進室
	g ボランティア活動の推進	社会福祉協議会と連携を強化し、ボランティア活動に対する情報提供や支援の充実に努める。	社会福祉協議会と連携を強化し、ボランティア活動に対する情報提供や支援の充実に努めた。個人ボランティアだけでなく、NPO、市民活動団体、企業・職場単位等の加入の促進に努め、さまざまなボランティア活動の発信ができる体制づくりに努めた。	B	社会福祉協議会と連携を強化し、ボランティア活動に対する情報提供や支援の充実に努める。	継続実施	介護保険課

エ 利用者本位の介護サービスの充実

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
(ア) 中長期	a 在宅医療・介護連携体制の構築	在宅医療・介護連携体制の構築の推進	泉佐野泉南医師会及び地域包括支援センターとの連携で、地域の医療・福祉資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、情報共有、相談事業、研修事業などを行った。	B	今後も、泉佐野泉南医師会及び地域包括支援センターとの連携をとり、情報共有、体制強化に取り組む。	継続実施	介護保険課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
的 視 点 に 立 っ た 取 組	b 認知症施策の推進	認知症施策の推進	見守りネットワークの構築、認知症に関する関係機関との連携、市民の知識・理解の向上のため、「キャラバンメイト研修」を実施した。	B	見守りネットワークの構築、認知症に関する関係機関との連携、市民の知識・理解の向上のため、「キャラバンメイト研修」やその他認知症サポーター等の養成の施策を実施する。	継続実施	介護保険課
	c 地域ケア会議の強化	「地域支えあい会議」における高齢者の個別課題への取組	「個別地域ケア会議」「圏域別支え合い会議」を実施。平成29年度からは、身近な地域福祉活動単位である小学校区でのネットワークを充実させるため「小学校区支えあい会議」を、令和元年度からは、地域共生の視点による「エリア会議」実施している。	C	問題解決機能の向上や社会資源の開発を図るまでには至っていない。	継続実施	介護保険課
業 支 事 （ イ ） 事 業 の 実 施 ・ 施 任 （ 地 域 支 援 ） 的 支 援	a 地域包括支援センター（包括的支援事業）の機能強化	地域包括支援センター（包括的支援事業）の機能強化	地域包括支援センターを2か所設置し、土曜日の開所及びオンコール（勤務時間外の「呼び出し待機」）による24時間体制を実施。	B	今後も専門職の人員確保支援や業務の定期的な評価、職員研修の実施等に取り組む。	継続実施	介護保険課
	b 任意事業の実施	各任意事業の実施	介護サービス相談員派遣事業や住宅改修支援事業等の施策を実施した。	B	今後も各事業の継続に取り組む。	継続実施	介護保険課
（ ウ ） 介 護 保 険 制 度 の 円 滑 な 運 営	a 居宅（介護予防）サービスの充実	高齢者ができるだけ住み慣れた自宅での生活を続けることができるよう、在宅介護を支えるサービスとして、訪問介護や通所介護等の居宅サービスの提供基盤の充実に向け、介護保険事業所や大阪府等との連携	介護保険事業所等とは、医療・介護関係機関の相談・情報共有掲示板「MCS」を活用し、研修会等の情報の提供や情報交換を行った。	A	高齢者ができるだけ住み慣れた自宅での生活を続けることができるよう、在宅介護を支えるサービスとして、訪問介護や通所介護等の居宅サービスの提供基盤の充実に向け、介護保険事業所や大阪府等との連携を図る。	継続実施	介護保険課
	b 施設サービスの充実	国や大阪府の指針に基づきながら、介護保険施設の個室・ユニット型の整備の推進を図る	市内の特別養護老人ホームのユニット型への整備が進んでいる。	A	自宅での生活の継続が困難で、入所が適当と認められる人が利用することができるよう、適切な施設整備を計画的に実施する。	継続実施	介護保険課
	c 地域密着型サービスの充実	住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、地域密着型サービスの普及・促進・啓発に努める	「阪南市地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映するとともに、府と連携を図り、事業所の指導・監督、介護報酬の設定等の管理を行い、適正なサービスの提供に努めた。	A	サービスの見込量から、現事業所数で必要なサービスが提供できる見込みであるが、今後の介護ニーズに応じて整備に行い、事業所の運営状況やサービス提供状況の確認に努める。	継続実施	介護保険課
	d 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	従前の介護事業所による既存のサービスに加え、多様なサービスが多様な主体により提供され、利用者の選択の幅が広がっている。	B	今後も既存の市民の活動や資源を基盤にしながら、新たな生活支援サービスの担い手養成も含めて総合的に取り組んでいく。	継続実施	介護保険課
	e 持続可能な介護保険制度の運営	持続可能な介護保険制度の運営	第9期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき運営を実施した。	B	第9期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき運営を実施していく。	継続実施	介護保険課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
オ 高齢者や超高齢社会への理解を深めるための普及・啓発の推進							
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ア） 人権啓発の推進	a さまざまな機会を利用した啓発活動の推進	ヒューマンライツセミナー等、高齢者や超高齢社会への理解を深める市民啓発講座（市職員研修を含む）の開催	「高齢者の人権」をテーマとしたセミナーを開催し、職員も含め132人が参加した。	A	ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する。	継続実施	人権推進課
		高齢者及びその家族一人ひとりの人権を尊重し、高齢者虐待や介護離職ゼロに向けた啓発実施	高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心・安全の生活を営むことができるよう、施策やサービス基盤の整備を推進した。	B	地域包括支援センターを拠点として、福祉施設、医療施設等のみならず、地域の活動団体や民間の福祉活動とも連携しながら、人権啓発の推進に取り組む。	継続実施	介護保険課
	b 認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成講座、認知症サポーターズテップアップ講座、健口（けんこう）づくり隊養成講座	認知症になっても地域で暮らし続けることができる地域づくりに努め、「チームオレンジ」「さつきネット」「チームさつき」等を構築。認知症サポーター養成講座の講師を養成するキャラバン・メイト研修を開催した。また、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターズテップアップ講座を開催した。	B	今後も各講座を継続し、認知症の早期発見・早期診断・早期治療の支援体制作りにも努める。	継続実施	介護保険課
（イ） 世代間交流の促進	a 保育所、幼稚園、小中学校や子ども会等の各種団体との相互交流の促進	地域の様々な行事に参加し、地域の方や各種団体との交流を実施	地域行事への参加、高齢者施設団体、婦人会、保育所児と幼稚園児の交流、地域福祉団体、絵本等読み聞かせ団体との交流を実施した。	A	地域行事への参加や高齢者団体との交流、地域福祉団体、絵本の読み聞かせ団体、同じ校区内の幼稚園との交流を継続して実施するよう努める。	継続実施	こども政策課 各保育所 各幼稚園
		祖父母お招き会や福祉交流会の実施	祖父母お招き会や福祉交流会を全園児対象で行った。	A	年に数回福祉交流会を行い、世代間交流会の機会を大切にしている。	継続実施	各幼稚園
		学校園に世代間交流の取組事例等の情報提供を行う。	8月3日、りんくる桃の木台（飯の峯中学校区）、11月2日、街角ふれあい協議会（貝掛中学校区）、11月9日、さわやか鳥東ネット（鳥東中校区）でフェスタ等による世代間交流が行われた。また、9月13日、はあとり講演会（鳥取中学校区）で中学3年生と地域の方々が「LGBT」をテーマにディスカッションを行ったり、1月8日、桃小寄席（飯の峯中学校区）で地域の方々が落語を楽しんだりして交流を行った。	A	世代間交流について、各中学校区でフェスタという従来の形以外の様々な手法が検討され、これまでとは異なる形で開催する協議会があった。今後も、実態に応じて世代間交流の場の持ち方などを工夫しながら取組を進めていきたい。	継続実施	学校教育課
	b 子どもボランティア活動の推進	子ども福祉委員の活動支援	地域の高齢者の困りごとの解決のため、子ども福祉委員の活動を支援した。	A	支援を受ける側の高齢者、支援する側の子どもたち双方にとって満足感や充実感があったため、今後もボランティア活動を支援する。	継続実施	市民福祉課
		社会福祉協議会が実施している子ども福祉委員のボランティア活動について情報提供等	市内小中学生が子ども福祉委員として各地域で積極的に清掃活動などのボランティア活動を実施した。	A	小・中学校の子どもたちが子ども福祉委員として各地域で実施していくボランティア活動について、引き続き、情報提供等に努める。	継続実施	学校教育課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
(4) 障がいのある方に関する課題							
ア 人権侵害の防止と権利擁護の充実							
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
(ア) 身体拘束や虐待の防止に向けた取組	a すべての障がい児・者の人権の尊重の推進	障がい児・者の権利擁護についての普及啓発	障がい者の人権（心のバリアフリー誰もが幸せな社会に）をテーマにしたセミナーを開催した。広報はんにんに、お互いの人権を尊重し、差別や偏見のない豊かな社会の実現に向け「ともに生きる社会について」をテーマとした記事を掲載した。	A	ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する。広報誌等を通じ、権利擁護について、普及啓発に努める。	継続実施	人権推進課
	b 「障害者虐待防止法」等による事業者、支援者への働きかけ	虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援	令和6年度実績 通報22件の全件を虐待認定し対応した。（令和5年度通報13件、全件虐待認定）	A	障がい者虐待については、周知義務等についても意識の啓発が必要であり、今後も支援者ネットワークなどの機会をとらえて周知啓発を行う。	継続実施	市民福祉課
	c 障がい児・者を守る身近な相談窓口等支援体制の充実	阪南市が委託している障がい者相談員（視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神）の相談業務の質の向上や周知・充実	ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言が評価されている。相談件数7件（昨年度実績16件）	A	相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言が評価されている。身体障害者相談員が1名欠員のため相談件数は昨年度より減少したがA評価とする。	継続実施	市民福祉課
(イ) 権利擁護の推進	a 成年後見制度の推進	成年後見制度を利用している障がい者で、後見人報酬費用を経済的に支払うことができない場合、報酬費用の補助	判断能力が十分でない人の権利擁護を目的として事業を実施した。利用実績 後見人等報酬費用補助金1件（令和5年度 0件）	A	判断能力が十分でない人の権利擁護を目的として事業を実施し、必要な方に支援する。	継続実施	市民福祉課
	b 市民後見人養成事業の推進	大阪府内の市町と共同で、大阪府社会福祉協議会に市民後見人養成研修を委託し、市民後見人の養成及び活用の推進	市民後見人の養成及び活用を図った。大阪市・堺市を除く、府内21市町が共同で大阪府社会福祉協議会に委託し「市民後見人養成講座」を開催。年々参画市町は増加している。	B	判断能力が十分ではない人の福祉を増進する観点から、今後も市民後見人の養成に取り組む。	継続実施	介護保険課 市民福祉課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
		日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がいのある人に対して、手当の支給	特別障害者手当 年間1,170件（前年度1,216件） 障害児福祉手当 年間 270件（前年度 267件） 経過的福祉手当 年間 12件（前年度 12件）	A	手当等給付事業により日常生活において常時特別の介護を必要とする方への経済的な保障に寄与でき、給付件数も一定の実績がありA評価とする。	継続実施	市民福祉課
	d 地域生活支援事業の充実	総合支援法、阪南市障がい者基本計画等に基づき事業の実施	障害者総合支援法に基づき、自立支援事業障がいサービス利用料を給付した。 令和6年度13,238件 1,561,513,617円 （令和5年度12,926件 1,432,586,409円）	A	障がいサービスの適正な利用給付により、障がい者の自立を促し、社会参加に寄与する。	継続実施	市民福祉課
	e 障がい児・者スポーツ、文化芸術活動の振興	教室を設定し、各種の運動経験を広げることにより、障がい者（児）の体力の向上に役立てるとともに、障がい者（児）及び保護者同士の交流の推進	当初の予定通り年間合計6回実施し、延べ100人の参加があった。	A	今後も引き続きスポーツ教室を企画することで、障がい児・者のスポーツ活動の充実、社会参加促進に努める。	継続実施	生涯学習推進室
		視覚障がい者に図書館の資料の朗読サービスを行い、障がい者の教養を深めるとともに福祉の向上の推進	2名の利用者に対して37回の対面朗読サービスを実施した。	B	利用者の要望に応じて実施ができた。引き続き朗読サービスを実施し障がい者支援に努める。	継続実施	生涯学習推進室
	f 多様な手段による情報提供とコミュニケーション支援の充実	広報誌や市ウェブサイトの工夫、多言語訳など必要な情報アクセシビリティの推進	広報はんなん及び本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう、Google翻訳の利用や声の広報の制作やユニバーサルフォントの使用、文字の大きさや行間の確保等に努めた。	A	広報はんなんや本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう、声の広報の制作やユニバーサルフォントの使用、文字の大きさや行間の確保等に努める。	継続実施	まちの活力創造課
		聴覚障がい者などに手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、社会生活における円滑な意思疎通の確保	・派遣件数 手話通訳者等 227回（昨年度 188回） 要約筆記者等 0回（昨年度 0回）	A	多くの実績があるためA評価とした。今後も手話通訳者等の登録者の数を増やすとともに、多様なニーズに円滑に対応できるように努め、聴覚障がい者への情報保障、情報提供の拡充を推進する。	継続実施	市民福祉課
		公共郵便物の視覚障がい者対応の推進	登録者に対し、送付する通知には点字シールを貼付した。	A	公共郵便物を点字にて配布することにより、視覚障がい者が郵便情報を得ることが出来るためA評価とした。点字を必要とする方にとって点字による公共郵便物の配布は、必須である。今後も点字による配布を推進する。	継続実施	市民福祉課 介護保険課 保険年金課 税務課
		阪南市視力障がい者福祉協会の協力を得て「市議会だより」を録音し、希望者に郵送することによって、市内在住の視覚障がい者の方々に広報内容の周知	視力障がい者への情報提供を充実するため、一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会及び阪南市視力障がい者福祉協会の協力を得て、『はんなん市議会だより』の朗読音声録音し、希望者へ配布した。	A	一定の目標を達成できたため、A評価とする。引き続き市内在住の視力障がい者の皆さんに議会の活動について周知する。また、本市ウェブサイト上においても、声の広報を掲載する。	継続実施	議会事務局

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
		点字絵本づくりを通して、視覚障がい者への理解促進	公民館施設の地下浸水のため、イベントを実施することができなかった。	C	子どもを対象に視覚障がい者への理解を図ることを目的として令和7度は2回実施を予定し、取り組みを継続していくことが大切と考える。	継続実施	中央公民館
		広報誌や市ウェブサイトの工夫、点字による配布など、障がい者に必要な情報アクセシビリティの推進	ウェブページの更新や資料の作成にあたり、ユニバーサルデザインやUDフォントの使用を心がけた。	B	ウェブページの更新や資料の作成にあたり、ユニバーサルデザインやUDフォントの使用を心がける。	継続実施	関係各課
（イ） 雇用・就労支援の充実	a 市内事業所への情報提供・啓発	市内事業所への情報提供・啓発	市内事業所情報交換会を年1回開催し、情報提供・啓発を行った。（参加者数10事業所 15名 請負仕事一覧の作成など行った。	A	市内事業所向けの事業所会議を開催し、障害者優先調達推進法などを市内事業所に周知し啓発を行った。	継続実施	市民福祉課
	b 市職員採用における障がい者雇用の促進	地方自治体に対する法定雇用率を遵守し、障がい者雇用推進	採用時など、障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るための研修を実施した。	B	引き続き、採用時の人権研修及び職員（会計年度任用職員含む）への人権啓発研修を実施する。	継続実施	秘書人事課
	c 障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の促進	庁内関係部課長で「阪南市障がい者就労施設等調達推進会議」設置し優先調達法に基づき基本方針を策定、障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進に努めた。 調達件数 30件 金額 503,600円 （令和5年度 83件 520,550円）	A	令和7年度も引き続き、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達に取り組む。	継続実施	市民福祉課
	d 障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進	関係機関と連携し、障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進	令和6年度は、阪南市岬町地域自立支援協議会の阪南市岬町支援者ネットワークにおいて、各事業所が参加しているイベントの情報交換を行う等、関係機関と連携し、障がい者就労支援施設等の製品の展示・販売の促進に取り組んだ。	A	令和7年度も引き続き、阪南市岬町地域自立支援協議会の阪南市岬町支援者ネットワークにおいて、各事業所が参加しているイベントの情報交換を行う等、関係機関と連携し、障がい者就労支援施設等の製品の展示・販売の促進に取り組むを進める。	継続実施	市民福祉課
	e 就労者の定着支援・離職者の再チャレンジ支援のシステム構築	障がい者の就労と生活の問題を協議し、問題解決の推進	阪南市岬町地域自立支援協議会では令和4年度より部会の再編を行い就労支援に特化した就労支援部会を年3回開催している。 令和6年度は、就労者の定着支援、離職者の再チャレンジ支援に向けたシステム構築のひとつとして、障がい者就労施設での工賃向上に伴う就労意欲の向上を目的に、同部会にて「求職票（案）」を作成するとともに、支援者の課題等について検討した。	B	令和7年度は、就労者の定着支援、離職者の再チャレンジ支援についてのさらなるシステム構築に努める。	継続実施	市民福祉課
	f 障がい者の職業能力開発事業の活用	能力開発校、大阪障害者職業センター等で行っている職業能力開発の積極的な活用	関係機関で行っている職業能力開発事業を積極的に活用するため、障がいがある相談者全員に対し活用を検討し、支援に努めた	B	大阪府障害者職業能力開発校、泉州南障がい者就業・生活支援センターやC-STEP、ハローワークとも連携した就労支援に努める。	継続実施	生活環境課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
	g 精神障がい者社会生活適応訓練事業の促進	自宅にひきこもりがちで、社会参加のきっかけ作りなどが必要な方に調理実習や体操などのグループワークの実施	事業委託している地域活動支援センターまつのき園の機能強化事業として実施。新型コロナウイルス感染症の収束以降、社会参加のきっかけ作りを毎月開催した。開催回数 12回 参加延人数 76人 施設外活動、創作、体操、クリスマス会などを実施し、利用者同士の関わる機会を提供した。	A	今年度も引き続きまつのき園で自宅にひきこもりがちで、社会参加のきっかけ作りなどが必要な人に調理実習や体操などのグループワークを月1回実施する。	継続実施	市民福祉課
	h 就労する障がい者への支援	相談支援事業所まつのき園で開催している事業で、就労している障がい者の余暇活動の推進	就労している障がい者の余暇活動の推進や、障がい者が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動を支援した。 ・サンブライド外出（大阪中之島美術館）、クリスマス会、運営会議 延13名（前年度 44名）参加。 ・ひまわりカフェ 奇数月第4日曜日、年間6回の開催。参加利用者延人数 187人（前年度12回・参加者延人数 343人）	A	・サンブライドの企画は当事者主体で考え実行している。 ・ひまわりカフェは当事者スタッフが固定され負担が大きいため運営を見直し、開催場所を西鳥取公民館からまつのき園に変更した。多くの方に足を運んでいただき、このカフェが憩いの場のなるよう提供を続ける。	継続実施	市民福祉課

ウ だれもが住みやすい地域共生のまちづくりの推進

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
(ア) だれもが安心して生活できる環境づくり	a 住宅改修の支援	重度障がい者（児）住宅改修事業の推進	実績件数0件（前年度2件）	A	住宅改修を利用し住み慣れた家で安心した生活が続けられるように、給付事業の啓発に努める。	継続実施	市民福祉課
	b バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、耐震化の推進	歩道、歩道橋、防護柵などの交通安全施設の整備を促進し、安全な歩行空間の確保	カーブミラー新設18面（前年度7面） カーブミラー補修24面（前年度20面） ガードレール 0m（前年度0m） 防護柵 0m（前年度15m） 区画線 2,067m（前年度2,903m）	A	市民からの要望に対する交通安全施設の設置だけではなく、点検を行い更新する事ができたのでA評価とする。 引き続き、危険箇所への安全対策・管理に努める。	継続実施	道路公園課
		阪南市都市計画マスタープランにおけるまちづくり方針に基づく施策の推進	「阪南市都市計画マスタープラン」におけるまちづくりの方針である「公共施設のユニバーサルデザイン対応の推進」、「駅周辺や歩道のバリアフリー化の推進」に基づき、関係部署との連携に取り組んだ。 また、住宅耐震診断5件、住宅耐震改修1件について、補助金を交付し、耐震化を推進した。	A	引き続き、鉄道事業者との協議において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの観点を取り入れ、協議を実施していく。 また、住宅耐震診断及び耐震改修補助制度を継続し、耐震化を推進する。	継続実施	都市整備課
	c コミュニティバス運行事業の推進	コミュニティバスの充実	近年はコロナ禍の影響などで、乗車数が減少していたが、令和4年度のダイヤ改正の影響もあり令和6年度の乗車数が過去で最大の乗車数となった。 ※令和6年度の利用者は164,395人（令和5年度は156,732人） また、令和3年度よりノンステップバスを導入している。	A	人口減少、高齢化の進展が見込まれるなか、今後も持続可能な運行を実現することが課題となるため、阪南市公共交通基本計画に基づき、事業等を実施するにあたり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を継続して実施する。	継続実施	都市整備課
	d 放置自転車の撤去、迷惑駐車取り締まり	駅周辺を対象として「自転車等放置禁止区域」を定め、定期的に放置自転車禁止区域等を巡回し、放置車両の撤去	自転車等撤去数 ・自転車（88台）（前年度89台） ・バイク（4台）（前年度2台）	A	巡回等を行い放置自転車の撤去等を行ったことからA評価とする。 引き続き、歩行者の安全確保及び交通の円滑化を図るとともに、市民の良好な生活環境を保持に努める。	継続実施	道路公園課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
	e 災害時支援体制の整備	くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進	くらしの安心ダイヤル事業登録者の情報を地域の関係団体と共有し日常の見守りや声掛け、地域行事への参加及び災害時の安否確認を行った。 【市民福祉課】	A	地域での防災講座等で本制度について普及啓発を行い、災害時に要援護者が命の確保が行えるよう取り組む。	継続実施	市民福祉課 危機管理課
		くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進	くらしの安心ダイヤル事業登録者の名簿一覧及び地図の更新したものを校区地区福祉委員会、民生委員、名簿情報提供に係る協定締結の自治会・自主防災組織に提供し、情報共有を行った。 令和6年度 1,379人(前年度1,389人)	A	・地域の関係団体との情報共有が推進された。 ・今後も地域とのつながり作り、情報共有のための登録推進に取り組み、地域での孤立化を防ぎ、見守りを強化していく。	継続実施	市民福祉課
	f 防災・防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	犯罪被害に遭いにくいまちづくり	地域における防犯力の保持に努めるため、泉南警察署や阪南市防犯委員会と連携し、安全・安心のまちづくりを推進した。	A	阪南市防犯委員会を中心に、泉南警察署など関係機関と連携をとりながら、防犯教室や青色防犯パトロール活動を実施するなど継続的な啓発活動を行う。	継続実施	生活環境課
		相談窓口の周知及び消費者トラブル防止に係る啓発	広報誌や市ウェブサイトで相談窓口の周知、詐欺手口等の情報発信に努め、被害の発生防止・拡大防止に努めた。	B	関係課、関係団体等と連携し、相談窓口の周知に努めるとともに、多発する消費者トラブルや新たな詐欺手口等について速やかな情報提供を行い、被害の発生防止・拡大防止に努める。	継続実施	生活環境課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
エ インクルーシブ教育・保育システムの構築							
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
（ア） 支援教育・保育の充実	a 教育を受ける機会の確保	日常生活に配慮の必要な園児の状況を把握したうえで、各学校園に、子ども支援員を配置し、必要な支援の実施	令和6年度は55名（小中学校44名、幼稚園11名）の子ども支援員を学校園へ配置し、必要な支援を行った。	A	今後も、支援を必要とするこどもの状況の把握に努め、適切な子ども支援員の配置を行う。	継続実施	学校教育課 こども政策課
	b インクルーシブな教育・保育環境の整備	一人ひとりの教育的ニーズに適切に対処し、障がいのある子どもも、障がいのない子どもも安全で安心な学校園生活を送ることができるシステムの推進	各学校での支援学級と通常の学級との交流行事や、支援学校在籍の児童・生徒の居住地校交流など、お互いの交流を通して理解を深める取組を進めた。	A	障がいのある子どもとない子どもの交流活動はすべての学校園で行っている。障がいの有無に関わらず、全ての幼児・児童・生徒がお互いを理解し、高めあえる交流活動をこれからも進めていく。	継続実施	学校教育課 こども政策課
		教育・医療・福祉各関係機関参加の「阪南市障がい児支援連絡会」を組織し、多角的視点からの支援の充実を図る。定期的に相談会を開き、広く相談を受けることができる体制を構築する。	支援学校の教員を招いて相談会を2回開催した。また、各学校園において、個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの障がいに応じた指導に活用した。	A	幼稚園においては、子ども支援員による支援を必要としている幼児について個別の教育支援計画を作成している。早期からの継続した支援を実現するために、障がいの有無に関わらず、保育所を含む全ての支援を必要とする幼児・児童・生徒の個別の教育支援計画の作成をめざす。【こども政策課】 ・令和7年度も支援学校参加の合同相談会は2回開催を予定している。小中学校では支援学級及び通級指導教室に在籍する全ての児童・生徒の個別の教育支援計画の作成をしている。幼稚園においては、子ども支援員による支援を必要としている幼児について個別の教育支援計画を作成している。早期からの継続した支援を実現するために、障がいの有無に関わらず、保育所を含む全ての支援を必要とする幼児・児童・生徒の個別の教育支援計画の作成をめざす。【学校教育課】	継続実施	学校教育課 こども政策課
c 支援学校と地域の保育所、幼稚園、小中学校との交流・連携	支援教育に対する理解を深め、よりよい就学先の選択に向け、教育相談と平行しながら、支援学校と連携して見学や体験入学の機会充実	・支援学校が行っている説明会や体験入学、支援学校の教育内容等について情報提供を行った。	A	・支援学校を就学先として選択している子どもの保護者へ、体験入学等の機会を知らせ、子どもにとってより適切な就学先を考える機会を提供することができた。今後も、就学のために保護者への情報提供に努める。	継続実施	学校教育課 こども政策課 各保育所 各幼稚園	

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
オ 障がいや障がい児・者への理解を深めるための教育・啓発の推進							
（ア） 人権教育・啓発の推進	a さまざまな機会を利用した教育・啓発の推進	ヒューマンライツセミナー等、障がいのある人に関する人権問題について理解を深める市民啓発講座（市職員研修を含む）の開催、広報等媒体を活用した啓発	障がい者の人権（心のバリアフリー誰もが幸せな社会に）をテーマにしたセミナーを開催した。広報はんにんに、お互いの人権を尊重し、差別や偏見のない豊かな社会の実現に向け「ともに生きる社会について」をテーマとした記事を掲載した。	A	ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する。広報はんにん等を通じ、権利擁護について、普及啓発に努める。	継続実施	人権推進課
		障がい者が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけ	・まつき園では、障がいの理解促進・啓発事業のためまつき講座を開催した。 ・9月26日 いのちの講演家 岩崎順子氏「一人で抱え込まないでね～今日まで頑張ってきた自分を抱きしめてあげてね～」参加者35名 ・3月18日 司法書士 志野千佳子氏 親亡き後をテーマに成年後見制度の活用や親亡き後をテーマに講座を開催参加者 30名	A	今年度も引き続き、地域活動支援センターの機能強化事業として講演会等を実施し、地域の障がい者理解を推進する。	継続実施	市民福祉課
（イ） 交流の促進	a 保育所、幼稚園、小中学校、地域との相互交流の促進	こどもたちが障がいや障がい児・者への理解を深めるために、相互交流の重要性について認知促進	各学校園において年間指導計画に基づいた障がい理解教育を進めるとともに、支援学級と通常の学級との交流行事や、支援学校在籍の児童・生徒の居住地校交流など、お互いの交流を通して理解を深める取組を行った。	B	引き続き、障がいや障がい児・者への理解をさらに深めるために、当事者との出会い、相互交流の重要性について校長会・園長会等で随時伝えていく。また、他市町や市内での好実践を紹介し、具体的な取組の推進を図っていく。	継続実施	学校教育課 各保育所
		保健センター、子ども家庭センター、障がい児通園施設や教育支援相談員との連携	公的機関や専門機関と適宜連携を図り、適切な支援を探る。巡回相談を年に4回実施することで幼児理解につなげた。	A	他機関との連携を通して幼児理解が深まり支援方法が明らかになったことで、保護者や子どもの支援につながった。	継続実施	各幼稚園
	b ボランティア市民活動フェスティバルの推進	障がい者就労施設等がボランティア市民活動フェスティバルへ参加することで、障がい者理解の啓発	ボランティアフェスティバルには実行委員会として参加し、障がい者の理解啓発に努めた。	A	今年もボランティアフェスティバルに参加し、障がい者理解の啓発を図る。	継続実施	市民福祉課
	c 喫茶交流スペース「カフェ・はなてい」の充実	地域交流館内に喫茶交流スペース「カフェ・はなてい」を設置し、障がい者の社会参加の促進、就労訓練の場の活用	毎週金曜日オープンしており交流の場となっている。	A	地域交流館内に喫茶交流スペース「カフェ・はなてい」を設置し、障がい者の社会参加の促進につなげる。	継続実施	市民福祉課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ウ） 人材育成等	a 障がい児・者への理解促進を支援する人材バンクの充実	市民の自主的・自発的学習を促進するため、生涯学習推進計画に基づき、出前講座や100人のカルチャーにおいて人権施策の講座を行うとともに、100人カルチャーへの登録の周知	人材登録活用システム100人のカルチャーの問い合わせ件数：3件 出前講座の利用実績：6団体196件	B	100人のカルチャーは、市民共創課所管の「阪南アンバサダー」に組み換え、実施することとなった。出前講座については、引き続き、市民の学習活動を推進し、活動意欲の向上を図るため、周知を図る。	継続実施	生涯学習推進室
	b 障がい児・者への理解につながる事業に取り組む社会教育団体への支援	社会教育団体を対象とした研修事業の支援	社会教育関係団体の役員、会員等への人権研修の機会として、令和7年2月4日に『人権から見える地域・家庭の現状』と題した講演会（活動報告）を実施した。実際に活動を伴うワークをとおして、子どもの人権を考える機会をつくることができた。	B	今後もさらに多くの社会教育関係団体関係者に参加を募ることで、様々な「気づき」を生み出す場づくりに努める。	継続実施	生涯学習推進室
	c 学生ボランティア体験推進事業の促進	小学校、中学校、高校における福祉ボランティア教育の機会の提供、体験交流活動を推進すると共に、生徒を通じて家族及び地域社会の啓発推進	子ども福祉員による訪問活動を20件行った。（R5年度18件清掃や家事支援、訪問声掛け）	A	支援を受ける側、支援する側の子どもたち双方にとって満足感や充実感があった。若年層への福祉教育や啓発活動を含め今後も子ども福祉員、ボランティア活動を支援する。	継続実施	市民福祉課
	d ボランティアセンター事業及びボランティア活動推進事業の促進	人材を養成し、ボランティア同士の連携や連絡調整を行い、障がい者（児）に対する円滑なボランティア活動を推進	泉南学寮へのボランティア学習とマッチングを行ない、清掃活動等を16件行った。農福連携など交流も行った。	A	今年度もボランティア活動を円滑に行えるように努める。	継続実施	市民福祉課
	e 障がい者団体への支援	阪南市内にある障がい者団体に対し、補助金を交付し、自主的な活動の支援	社会参加や参加会員相互の交流を目的としたバスツアーや、障がい者（児）団体連絡協議会を毎月第2木曜日に開催し、また、ふれあいキャンペーンの行事を企画することで、参加者の交流と社会参加を図った。	A	・毎月の定例会では、各団体の情報交換を行うことができ、また、各事業実施の打ち合わせや、市への各団体の要望事項の取りまとめ等を行った。 ・12月のふれあいキャンペーンでは、障がい者週間の啓発を図るため、グッズを配布し、多くの会員が駅やスーパーなど市内8か所に分かれて活動した。 ・近年は多くの団体において、会員の高齢化がすすみ、また、新規会員の加入が少なく、結果として会員数が減少傾向にある。	継続実施	市民福祉課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
--------	-------	----------	-----------------	-----------	-------------------------------	----------	-----

(5) 同和問題（部落差別）

ア 差別意識の解消に向けた人権教育の推進

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ア） 同和問題（部落差別）の解決に向けた人権・同和教育・保育の推進	a 保育所、幼稚園、小中学校における人権・同和教育・保育の推進	同和問題（部落差別）の解決に向け、年間計画に基づき、教員・職員・児童生徒への同和教育を実施	・年間計画に添って、視聴覚教材や絵本などを通して人権感覚を養った。【保育所・幼稚園】 ・各学校園が年間計画に基づいて同和教育を実施した。各学校園の取組については、学校教育課が取りまとめ、校園所の人権教育担当者が参加する研修において共有した。【学校教育課】	B	・人権意識を育み、互いに認め合える関係が築けるように引き続き保育する。 【保育所・幼稚園】 引き続き、障がいや障がい児・者への理解をさらに深めるために、当事者との出会い、相互交流の重要性について校長会・園長会等で随時伝えていく。また、他市町や市内での好実践を紹介し、具体的な取組の推進を図っていく。 【学校教育課】	継続実施	各保育所 各幼稚園 学校教育課
	b 家庭・地域における人権・同和教育の推進	ヒューマンライツセミナー等、同和問題（部落差別）の解決に向けた市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	阪南市人権行政推進委員を対象とした同和問題に関する研修を実施した。	A	ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する。	継続実施	人権推進課
		市民啓発講座（市職員研修参加を含む）など人権・同和教育の推進のための情報提供	市民啓発講座、人権・同和問題に関する情報（ポスター等）を掲示するなど情報提供に努めた。	A	市民啓発講座、人権・同和問題に関する情報（ポスター等）を掲示するなど情報提供に努める。	継続実施	各保育所
		家庭における人権・同和教育が進むよう、学校園への啓発	・家庭・地域における人権・同和教育推進のため、掲示物や手紙等で啓発した。 ・家庭における人権・同和教育が進むよう、教職員対象の人権教育研修会を実施し、学校園に働きかけた。学校が行った人権教育の内容について、家庭に周知するために配付物を作成し、保護者へ配付した学校もある。【学校教育課】	B	・掲示物や手紙等を通して家庭への啓発を引き続き行う。 ・家庭における人権・同和教育が進むよう、引き続き教職員対象の人権教育研修会を実施し、学校園に働きかけていく。【学校教育課】	継続実施	学校教育課 各幼稚園
	c 各種団体、事業者等における人権・同和研修の推進	大阪企業人権協議会や泉南市・岬町との合同研修会等の開催	阪南市事業所人権問題連絡会への加入事業所に対し、泉南市・岬町と連携し、合同研修会を開催した。	A	事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、泉南市・岬町と連携し、合同研修会を開催する。	継続実施	生活環境課
		研修や、ヒューマンライツセミナー等、同和問題（部落差別）の解決に向けた市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	阪南市人権行政推進委員を対象とした同和問題に関する研修を実施した。	A	ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する。	継続実施	人権推進課
		社会教育団体を対象とした研修事業の支援	社会教育関係団体の役員、会員等への人権研修の機会として、令和7年2月4日に『人権から見える地域・家庭の現状』と題した講演会（活動報告）を実施した。実際に活動を伴うワークをとおして、子どもの人権を考える機会をつくることができた。	B	今後もさらに多くの社会教育関係団体関係者に参加を募ることで、様々な「気づき」を生み出す場づくりに努める。	継続実施	生涯学習推進室

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
	d 市職員における人権・同和研修の推進	ヒューマンライツセミナー等、同和問題（部落差別）の解決に向けた市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	受講対象者を会計年度任用職員を含めた全職員とし、ヒューマンライツセミナーを実施した。また、ヒューマンライツセミナーを受講できなかった職員向けに、動画等による人権啓発研修を実施した。	B	引き続き、ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する。	継続実施	人権推進課 秘書人事課
	e 教職員における人権・同和研修の推進	同和問題（部落差別）の解決に向け、校園所の教職員を対象とした研修を開催	・校園所の人権教育担当者を対象にした第1回、第4回、第5回の人権教育研修において、同和問題（部落差別）を取りあげた。特に第4回人権教育研修では、当事者を招聘し、実体験を伺うことで、現在もなお形を変えて残っている部落差別について考える機会となった。また、夏季休業中には、泉南郡3町と合同で人権教育研修を開催し、各校園所の実践報告と交流の場を設けた。【学校教育課】	A	・同和問題（部落差別）の早期解決のために、継続して校園所の教職員を対象とした人権教育研修会を開催していく。	継続実施	学校教育課
	f 市職員における人権・同和教育のリーダーの育成	部落解放・人権大学講座及び部落解放・人権夏期講座への受講生派遣	部落解放・人権研究所が実施する部落解放・人権大学講座に職員1名を、部落解放・人権夏期講座（オンライン講座）に職員2名を派遣した。	B	引き続き、部落解放・人権大学講座及び部落解放・人権夏期講座に職員を派遣する。	継続実施	秘書人事課
		人権行政推進委員研修会の開催	阪南市人権行政推進委員を対象とした同和問題に関する研修を実施した。	A	人権行政に対する知識と理解を深めることを目的に人権行政推進委員研修を開催する。	継続実施	人権推進課
	g 教育・保育者における人権・同和教育のリーダーの育成	各校園所の人権教育担当者を対象に同和教育の研修会を実施	人権教育担当者研修に参加した。【こども政策課】 ・校園所の人権教育担当者を対象にした第1回、第4回、第5回の人権教育研修において、同和問題（部落差別）を取りあげた。特に第4回人権教育研修では、当事者を招聘し、実体験を伺うことで、現在もなお形を変えて残っている部落差別について考える機会となった。また、夏季休業中には、泉南郡3町と合同で人権教育研修を開催し、各校園所の実践報告と交流の場を設けた。【学校教育課】	A	・引き続き、人権・同和教育の研修会への参加を継続する。【こども政策課】 ・各校園所の人権教育担当者を対象に年間5回の人権教育研修会を実施し、その中で同和問題（部落差別）については必ず取りあげていく。【学校教育課】	継続実施	学校教育課 こども政策課
	h 地域における人権・同和教育のリーダーの育成	人権出前講座や、ヒューマンライツセミナー等、同和問題（部落差別）の解決に向けた市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	阪南市人権行政推進委員を対象とした同和問題に関する研修を実施した。	A	人権行政に対する知識と理解を深めることを目的に人権行政推進委員研修を開催する。	継続実施	人権推進課
		社会教育団体を対象とした研修事業の支援	社会教育関係団体の役員、会員等への人権研修の機会として、令和7年2月4日に『人権から見える地域・家庭の現状』と題した講演会（活動報告）を実施した。実際に活動を伴うワークを通して、子どもの人権を考える機会をつくることができた。	B	今後もさらに多くの社会教育関係団体関係者に参加を募ることで、様々な「気づき」を生み出す場づくりに努める。	継続実施	生涯学習推進室

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
--------	-------	----------	-----------------	-----------	-------------------------------	------	-----

イ 差別意識の解消に向けた人権啓発の推進

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
動（ア） の充実 同和問題 （部落差別） の解決に向けた 人権啓発活	a 啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等で、「部落差別の解消の推進に関する法律」等についての普及啓発	阪南市人権行政推進委員を対象とした同和問題に関する研修を実施した。ヒューマンライツセミナーでは「みんなの人権」をテーマにアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）に関するセミナーを開催した。	A	ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する。	継続実施	人権推進課
	b 広報活動の充実	広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載、人権パネル展の開催	広報誌やウェブサイト「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の目的等について掲載した。人権パネル展については8月に市役所ロビーにて平和学習パネルを展示した。	A	広報誌やウェブサイト「差別意識の解消を目的に同和問題に関する記事を掲載する。平和学習パネル展を実施する。	継続実施	人権推進課
	c 街頭啓発活動の充実	憲法週間、人権週間における街頭啓発活動の実施	市庁舎に懸垂幕とのぼりを設置した。人権週間では、人権を考える市民の集いにおいて、啓発物品を配布するとともに、市庁舎に懸垂幕とのぼりを設置した。	A	市庁舎に懸垂幕とのぼりを設置する。人権週間では、人権を考える市民の集いにおいて、啓発物品を配布するとともに、市庁舎に懸垂幕とのぼりを設置する。	継続実施	人権推進課
		登録型本人通知制度についての周知啓発	市民啓発講座において、会場出入口にPRブースを設置し参加者に登録申請書用紙を配布した。市ウェブサイトや広報でマイナンバーカードを活用したオンライン申請の周知を行った。また、新たに市民となる方を対象に転入届の際にチラシを配布した。	A	市民啓発講座において、会場出入口にPRブースを設置し参加者に登録申請書用紙を配布する。市ウェブサイトや広報でマイナンバーカードを活用したオンライン申請の周知を行う。	継続実施	市民課 人権推進課

ウ 人権が尊重された人権文化のまちづくり

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
（ア） 相談体制の充実	a 人権相談の充実	市民が利用しやすい相談体制の推進	市民ニーズに応じて、人権相談、就労支援相談、進路選択支援相談の窓口を一本化している。複数の相談室を設けるなど、相談しやすい環境づくりに努めた。	A	市民ニーズに応じて相談窓口を一本化し、複数の相談室を設けるなど、相談しやすい環境づくりに努める。	継続実施	人権推進課
	b 生活相談の充実	福祉部に「くらし丸ごと相談室」を設置し、「ひきこもり」に関する相談など、制度の狭間にある課題を抱えた方の相談支援を実施する。	相談件数 37件（前年度実績 42件）	A	引き続き「くらし丸ごと相談室」において、「ひきこもり」に関する相談など、制度の狭間にある課題を抱えた人の相談支援を行う。	継続実施	市民福祉課
		生活困窮及び生活保護の相談及び支援	生活困窮相談件数179件、うち新規プラン作成件数56件、生活保護相談件数322件、うち保護申請87件、開始60件。	A	令和2年度より自立相談支援事業は阪南市社会福祉協議会へ委託し、自立相談員を市の窓口に常駐設置し窓口相談を行っていた。しかしながら令和5年度からは相談員の常駐設置が困難となったため、市役所と社会福祉協議会窓口での2カ所での相談対応をなつたことから、相談窓口の明確化を目的に令和6年度末に自立相談支援事業のパンフレットを作成し、相談窓口の周知を図った。令和7年度も2カ所の相談窓口において、生活保護、生活困窮いずれの相談も受付、途切れのない相談支援体制を維持する。	継続実施	生活支援課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
	c 健康相談の充実	相談の充実	令和6年度実績 443人【健康増進課】 令和6年度実績 健康相談実施15回（延べ228人）【健康事業準備室】	A	今後も健康増進課において健康教育や健康相談を実施し、情報を得る機会や相談をする機会を増やしていく。	継続実施	健康増進課 健康事業準備室
	d 進路選択支援相談の充実	市民が利用しやすい相談体制の推進	進路選択支援相談窓口については、毎月の広報紙や市のウェブサイトにて案内を行っている。また、8月末に進路相談会を実施し、相談しやすい環境づくりに努めた。	A	進路選択支援相談窓口については、毎月の広報紙や市のウェブサイトにて案内を行っている。また、8月末に進路相談会を実施し、相談しやすい環境づくりに努める。	継続実施	学校教育課
	e 地域就労支援相談の充実	地域就労支援事業の相談体制の充実	就労につながるよう、関係機関と連携し、利用者に応じたきめ細やかな相談業務を実施した。また、就職支援のためのセミナーや講習会を実施した。	A	地域就労支援相談窓口の周知啓発に努め、就職希望者に対し、関係機関と連携を図り、個々のニーズに応じた支援に努める。	継続実施	生活環境課
(イ) 実態把握	a 人権侵害の早期発見と適切な対応	専門性を有する相談員の配置と、救済支援体制の構築の促進	人権侵害の早期発見や二次被害の防止等から、対応する職員の専門性確保のため、人権に関する研修等、継続的な学習に取り組んだ。相談員のスキルアップのため、人権協会相談員及び相談事業関係者が大阪府人権総合講座養成講座等の研修に参加した。大阪府認定人権擁護士3名を配置している。	B	・二次被害を防止し、適切な支援を行うため、相談員及び相談事業関係者が養成講座等の研修に参加する。 ・昨年度に大阪府が主催する「人権総合講座」に人権協会相談員2名が受講済となり、令和7年度中に新たに人権擁護士2名を配置予定	継続実施	人権推進課
	b 調査研究の推進	同和問題（部落差別）の解決と、人権施策の推進のため、定期的に調査を実施	平成29年度に実施した、「人権に関する市民意識調査」を基礎資料として、令和元年に「阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画」を策定。同和問題（部落差別）の解決と、人権施策の推進のため、「同方針及び基本計画」に基づき、取組を進めた。	B	同和問題（部落差別）の解決と、人権施策の推進のため、「阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画」に基づき、進捗管理に取り組む。	継続実施	人権推進課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
(6) 外国人に関する課題							
ア 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発の推進							
（ア） 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進	a 保育所、幼稚園、小中学校における多文化共生教育・保育の推進	外国人権研修に参加し、職員が人権意識を高める。	阪南市外国人権教育研究会、阪南人権研究会等に参加した。	A	引き続き、研修の参加等で職員の意識向上に努める	継続実施	各保育所
		言葉・習慣・食生活等、さまざまな文化の違いに気づき、尊重し合う心の涵養	在籍の外国籍園児の国のことを皆で知る機会を設け、言葉や挨拶、絵本、地図、国旗等、さまざまな教材に直接ふれることで発達に応じて関心をもつことができた。	B	様々な国の文化への興味関心をもち、親しみや理解につながるように様々な教材に直接ふられるように今後も取り組む。	継続実施	各幼稚園
		多文化共生社会の実現に向け、年間計画に基づき、多文化共生教育を実施	各学校園において、年間計画に基づき、多文化共生教育を実施した。	A	各学校園において、人権教育年間計画に基づいた多文化共生教育を実施するよう指導していく。また、外国籍や外国にルーツのある児童・生徒が転入してきた際に、実際に行動できる態度や意識を醸成するため、取組の交流等を実施していく。	継続実施	学校教育課
	b 多文化共生事業の推進	公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会の開催により国際交流活動への理解促進を促すとともに、文化交流を啓発する交流事業の実施	1月19日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。参加者数152名（学習者51名、指導者54名、その他47名）	B	今後も外国人の学習発表の場として「日本語発表会」を開催することで、市内在住の外国人の学習活動を支援するとともに、国際交流活動につなげていく。	継続実施	生涯学習推進室
	a 啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等、外国人に関する人権課題についての職員研修の開催	受講対象者を会計年度任用職員を含めた全職員とし、ヒューマンライツセミナーを実施した。また、ヒューマンライツセミナーを受講できなかった職員向けに、動画等による人権啓発研修を実施した。【秘書人事課・人権推進課A】 ・1月19日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。参加者数152名（学習者51名、指導者54名、その他47名）【生涯学習推進室B】	B	・引き続き、部落解放・人権大学講座及び部落解放・人権夏期講座に職員を派遣する。【秘書人事課・人権推進課】 ・今後も外国人の学習発表の場として「日本語発表会」を開催することで、市内在住の外国人の学習活動を支援するとともに、国際交流活動につなげていく。【生涯学習推進室】	継続実施	人権推進課 秘書人事課 生涯学習推進室
	d 教職員における多文化共生研修の推進	校園所の教職員対象に多文化共生教育に関する人権教育研修を実施	第1回、第2回、第5回人権教育研修において、校園所の人権教育担当者在日外国人教育に係る研修を実施した。	A	校園所の教職員対象に多文化共生教育に関する人権教育研修を実施する。	継続実施	学校教育課
e 交流の促進	公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会の開催により国際交流活動への理解促進を促すとともに、文化交流を啓発する交流事業の実施	1月19日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。参加者数152名（学習者51名、指導者54名、その他47名）	B	今後も外国人の学習発表の場として「日本語発表会」を開催することで、市内在住の外国人の学習活動を支援するとともに、国際交流活動につなげていく。	継続実施	生涯学習推進室	

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
向（イ） けた啓 発活動 の充 実 多文化 共生 社会 の 実 現 に	a 啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等、外国人に関する人権課題についての市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	1月19日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。 参加者数152名（学習者51名、指導者54名、その他47名）	B	今後も外国人の学習発表の場として「日本語発表会」を開催することで、市内在住の外国人の学習活動を支援するとともに、国際交流活動につなげていく。	継続実 施	人権推進課 生涯学習推進室
	b 広報活動の充実	広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載	1月19日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。 参加者数152名（学習者51名、指導者54名、その他47名）	B	今後も外国人の学習発表の場として「日本語発表会」を開催することで、市内在住の外国人の学習活動を支援するとともに、国際交流活動につなげていく。	継続実 施	人権推進課 生涯学習推進室

イ 在日外国人の生活支援

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ア） 生活 の 支 援	a 多言語での生活情報の提供	多言語での生活情報の提供	本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう行政用語を分かりやすく言い換えたり、Google翻訳等の利用をし、多言語訳に努めた。	A	本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう行政用語を分かりやすく言い換えたり、Google翻訳等の利用をし、多言語訳に努める。	継続実 施	まちの活力創造課
	b 相談窓口の充実	福祉部に「くらし丸ごと相談室」を設置し、「ひきこもり」に関する相談など、制度の狭間にある課題を抱えた方の相談支援の実施	令和6年度相談件数 37件（前年度実績 42件）	A	引き続き「くらし丸ごと相談室」において、「ひきこもり」に関する相談など、制度の狭間にある課題を抱えた方の相談支援を行う。	継続実 施	市民福祉課
		生活困窮及び生活保護の相談及び支援	生活困窮相談件数179件、うち新規プラン作成件数56件、生活保護相談件数322件、うち保護申請87件、開始60件。	A	令和2年度より自立相談支援事業は阪南市社会福祉協議会へ委託し、自立相談員を市の窓口に常駐設置し窓口相談を行っていた。しかしながら令和5年度からは相談員の常駐設置が困難となったため、市役所と社会福祉協議会窓口での2カ所での相談対応をなつたことから、相談窓口の明確化を目的に令和6年度末に自立相談支援事業のパンフレットを作成し、相談窓口の周知を図った。令和7年度も2カ所の相談窓口において、生活保護、生活困窮いずれの相談も受付、途切れない相談支援体制を維持する。	継続実 施	生活支援課
	外国人住人が安心して相談できるよう、相談環境の整備	日本語での会話が困難な相談者にとって、言語でのコミュニケーションが円滑となるよう、翻訳ツールアプリを活用した相談体制を整備した。	A	日本語での会話が困難な相談者にとって、言語でのコミュニケーションが円滑となるよう、翻訳ツールアプリを活用する。	継続実 施	人権推進課	

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
	c 日本語学習の支援	公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会の開催により国際交流活動への理解促進を促すとともに、文化交流を啓発する交流事業の実施	1月19日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。 参加者数152名（学習者51名、指導者54名、その他47名）	B	今後も外国人の学習発表の場として「日本語発表会」を開催することで、市内在住の外国人の学習活動を支援するとともに、国際交流活動につなげていく。	継続実施	生涯学習推進室
	d 多言語進路ガイダンスの開催	帰国・渡日児童生徒が安心して学校生活を送り、主体的に進路を選択できるよう、日本の高校入試制度や学校生活などについて、多言語による情報提供及び個別相談の実施	帰国・渡日児童生徒のための泉南地区多言語進路ガイダンスを泉南地区各市町とともに行い、外国籍・外国にルーツのある児童・生徒やその保護者に向け、通訳者や高校教諭等にも参加してもらい、母語による進路相談を行った。	A	泉南地区多言語進路ガイダンスについて、各学校と連携して、帰国・渡日の児童・生徒やその保護者へ周知し、子どもたちの将来のためにより適切な情報提供ができるよう、特に中学生の参加を促すようにする。	継続実施	学校教育課
	e 「やさしい日本語」の推進	外国人住人をはじめ、誰にでもわかりやすい「やさしい日本語」の使用	ウェブページの更新や広報物の作成にあたり、平易な言葉の使用を心がけた。	B	取り組みを継続する。	継続実施	関係各課

(7) 感染者などに関する課題

ア 感染症についての正しい知識の普及

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ア） 教育・啓発の推進	a 市職員における感染症についての正しい知識の普及	感染症の知識を普及	本庁舎において、HIV・エイズに関する啓発資料を掲示するなど、正しい知識の普及に努めた。	B	本庁舎において、HIV・エイズに関する啓発資料を掲示するなど、正しい知識の普及に努める。	継続実施	人権推進課
	b 教職員における感染症についての正しい知識の普及	感染症の知識を普及	予防接種（麻しん風しん：年長児、日本脳炎：小学4年生、二種混合と三種混合：小学6年生、ヒトパピローマウイルス感染症：小学6年生、中学1年生から中学3年生）の啓発チラシの配布について学校教育課に依頼した。【健康増進課A】 ・感染症についての正しい知識の普及のため、随時、学校園に資料等の情報提供を行った。 【学校教育課A】	A	予防接種（麻しん風しん：年長児、日本脳炎：小学4年生、二種混合と三種混合：小学6年生、ヒトパピローマウイルス感染症：小学6年生、中学1年生から中学3年生）の啓発チラシの配布について学校教育課に依頼した。 【健康増進課】 ・感染症についての正しい知識の普及のため、随時、学校園に資料等の情報提供を行う。 【学校教育課】	継続実施	健康増進課 学校教育課
	c 学校における感染症についての教育の推進	感染症の知識を普及	予防接種（麻しん風しん：年長児、日本脳炎：小学4年生、二種混合と三種混合：小学6年生、ヒトパピローマウイルス感染症：小学6年生、中学1年生から中学3年生）の啓発チラシを配布した。就学時通知に予防接種（麻しん風しん：年長児、日本脳炎、二種混合と三種混合：小学6年生）啓発チラシの同封を教育総務課に依頼した。【健康増進課A】 ・感染症についての正しい知識の普及のため、随時、学校園に資料等の情報提供を行った。 【学校教育課A】	A	予防接種（麻しん風しん：年長児、日本脳炎：小学4年生、二種混合と三種混合：小学6年生、ヒトパピローマウイルス感染症：小学6年生、中学1年生から中学3年生）の啓発チラシを配布した。就学時通知に予防接種（麻しん風しん：年長児、日本脳炎・二種混合と三種混合：小学6年生）啓発チラシの同封を教育総務課に依頼予定【健康増進課】 ・感染症についての正しい知識の普及のため、随時、学校園に資料等の情報提供を行う。 【学校教育課】	継続実施	学校教育課 健康増進課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
	d 啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等、感染症について正しい理解を促進するための市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	感染症について正しい理解を促進する市民啓発講座の開催等ではできなかったが、本庁舎において、HIV・エイズに関する啓発資料を掲示するなど、正しい知識の普及に努めた。	B	ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する。	継続実施	人権推進課
	e 広報活動の充実	広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載	予防接種（麻しん風しん、日本脳炎、三種混合と二種混合、ヒトパピローマウイルス感染症、任意風しん予防接種、風しん追加的対策、高齢者のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、肺炎球菌感染症、带状疱疹等）について広報や市ウェブサイトに掲載した。【健康増進課A】	A	予防接種（麻しん風しん、日本脳炎、三種混合と二種混合、ヒトパピローマウイルス感染症、任意風しん予防接種、高齢者のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、肺炎球菌感染症、带状疱疹等）について、広報や市ウェブサイトへ順次掲載する。【健康増進課】	継続実施	健康増進課 人権推進課

イ 相談窓口の設置

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
(ア) 相談体制の充実	a ハンセン病回復者相談窓口の充実	ハンセン病回復者相談窓口の周知	・ 広報はなんなにハンセン病について正しく理解し、偏見や差別を無くすことを目的とした記事を掲載した。【人権推進課】 ・ 健康相談について、市のウェブサイトに掲載。ハンセン病に関する相談はなし。【健康増進課】	A	・ 広報誌やウェブサイトを通じて、ハンセン病に関する記事を掲載する。【人権推進課】 ・ 引き続き、健康相談事業として、市のウェブサイトに掲載。【健康増進課】	継続実施	人権推進課 健康増進課
	b 健康相談窓口の充実	相談の充実	令和6年度実績 健康相談実施15回（延べ228人）【健康事業準備室】	A	今後も健康増進課において健康教育や健康相談を実施し、情報を得る機会や相談をする機会を増やしていく。	継続実施	健康事業準備室

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
(8) 情報化社会における人権課題							
ア 人権意識の高揚と正しい利用の促進							
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（ア） インターネット上での差別事象、人権侵害に関する教育・啓発の推進	a 学校におけるネットいじめ防止プログラム等の実施	各学校でのいじめ防止の取組とインターネットの適切な利用の推進	各校で、インターネットやSNSと適切に関われるよう、ネットトラブルを含めたいじめをなくすための取組を実施した。	A	SNS上のトラブルは生起している。インターネットやSNSとのよりよい関わり方や匿名性やデジタルタトゥーについて理解できるよう指導を行った。SNS上でも、誹謗中傷等相手を傷つける行為は、いじめであることを理解させ、未然防止とともに楽しんで利用できるよう取組を継続する。	継続実施	学校教育課
	b 学校における情報モラル教育の充実	情報モラル教育に関する研修内容や資料の伝達講習を行い、教員の情報モラルに対する識見の向上	情報担当者連絡会で、情報モラル教育に関する内容を実施し、情報モラル教育の充実を図った。各学校毎に作成している情報教育のカリキュラムを見直し、最新の情報に対応したものにした。	A	情報担当者だけでなく、生徒指導担当者向けにも情報モラル教育に関する研修を実施する（実際に起こったトラブル事例の共有等）。教員向けのSNS活用ガイドラインの内容を精査し、より活用しやすいものを作成することで、情報モラル教育の充実を図る。	継続実施	学校教育課
	c 市民啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等、インターネット上での差別事象、人権侵害に関する市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	インターネットによる人権侵害に関する市民啓発講座の開催はできなかったが、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会の実現をめざし施行された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」に関する記事を広報はんにんに掲載した。	B	ヒューマンライツセミナーの参加や人権啓発研修を実施する。	継続実施	人権推進課
	d 市職員におけるインターネット上での差別事象、人権侵害に関する研修の実施	人権啓発研修（ヒューマンライツセミナー、管理職人権研修会）の実施	受講対象者を会計年度任用職員を含めた全職員とし、ヒューマンライツセミナーを実施した。ヒューマンライツセミナーを受講できなかった職員向けに、動画等による人権啓発研修を実施した。また、職員採用時に人権啓発研修を実施した。	B	引き続き、ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する。	継続実施	秘書人事課 人権推進課
	e 学校・家庭・地域の協働・連携の強化	インターネット上にある差別事象に対する理解を深めるため、教職員研修を実施する。教育講演会や資料等を用いて、保護者や地域に発信し、協働・連携の強化	校園所を対象にした第1回、第4回、第5回人権教育担当者研修において、インターネット上の人権課題をテーマに実施し、理解を深めた。また、校園長会にて、随時情報提供を行った。	A	インターネット上にある差別事象等について、子どもたちが正しい知識を持つことができるよう情報提供や教職員研修を通じて実践を啓発していく。	継続実施	学校教育課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課
（イ） 人権課題の把握と対応	a 実態の把握	国や府、関係機関等との連携により、早期の実態把握に努める	差別事象や人権侵害事象が生じた時には、大阪法務局岸和田支局や大阪府、関係機関等との連携により、早期の実態把握をするよう、庁内で共通認識をした。	A	差別事象や人権侵害事象が生じた時には、大阪法務局岸和田支局や大阪府、関係機関等との連携により、早期の実態把握をするよう、庁内で共通認識をする。	継続実施	人権推進課
	b 相談窓口の設置	インターネット上での差別事象、人権侵害に関する相談窓口の設置	人権相談事業として、相談窓口を開庁時に開設した。また、様々なインターネット上での差別事象の研修を職員が受講した。	A	さまざまな人権問題や、生活する上でのいろいろな悩み事について、人権相談を開庁時に実施する。	継続実施	人権推進課
	c 人権侵害への適切な対応	国や府、関係機関等と連携し、個々の問題に迅速かつ適切な対応	差別事象や人権侵害事象が生じた時には、大阪法務局岸和田支局や大阪府、関係機関等との連携により、早期の実態把握をするよう、全庁的に共通認識をした。	A	差別事象や人権侵害事象が生じた時には、大阪法務局岸和田支局や大阪府、関係機関等との連携により、早期の実態把握をするよう、全庁的に共通認識をした。	継続実施	人権推進課
	d モニタリングの実施	早期発見のため、モニタリングを実施	差別事象、人権侵害事象を発見するため、モニタリングを行っている。	A	差別事象、人権侵害事象を発見するため、モニタリングを行う。	継続実施	人権推進課
	e 早期発見のためのネットボランティアの活用	早期発見のため、阪南市人権協会の会員の協力を得て、幅広い監視体制の構築	当課でのモニタリング開始から6年経過しモニタリングについて一定の実績と検証ができた。ネットボランティア構築の次段階として、阪南市人権協会に委託している総合相談事業でモニタリング業務の委託を検討した。	A	当課でのモニタリング開始から5年経過しモニタリングについて一定の実績と検証する。	継続実施	人権推進課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課	
(9) 性的マイノリティに関する人権課題								
ア 性の多様性、性的マイノリティへの理解促進								
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方 針	担当課	
(ア) 教育・啓発の推進	a 正しい理解と認識を深めるための市民啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等、性の多様性、性的マイノリティへの理解を促進するため、市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	「みんなの人権」をテーマに掲げアンコンシャスバイアスに関するセミナーを開催した。	B	ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する	継続実施	人権推進課	
	b 学校における教育の推進	学校園において、性の多様性の理解を促進するための教育を実施するよう指導	校長会、園長会において、性の多様性の理解を促進するための資料を情報提供し、取組を実施するよう指導した。	B	学校園において、性の多様性の理解を促進するための教育を実施するよう指導していく。	継続実施	学校教育課	
	c 市職員、教職員への研修	ヒューマンライツセミナー等、性の多様性、性的マイノリティへの理解を促進するため、市職員研修を開催	受講対象者を会計年度任用職員を含めた全職員とし、ヒューマンライツセミナーを実施した。また、ヒューマンライツセミナーを受講できなかった職員向けに、動画等による人権啓発研修を実施した。	受講対象者を会計年度任用職員を含めた全職員とし、ヒューマンライツセミナーを実施した。また、ヒューマンライツセミナーを受講できなかった職員向けに、動画等による人権啓発研修を実施した。	B	引き続き、ヒューマンライツセミナーへの参加や人権啓発研修を実施する。	継続実施	秘書人事課 人権推進課
		校園所の教職員対象に性の多様性に関する人権教育研修会の実施	校園所を対象にした第1回、第3回人権教育担当者研修及び第1回管理職人権研修において、性の多様性をテーマに実施し、理解を深めた。	校園所を対象にした第1回、第3回人権教育担当者研修及び第1回管理職人権研修において、性の多様性をテーマに実施し、理解を深めた。	A	校園所の教職員対象の人権教育研修において、性の多様性に関する実践の交流や資料等の提供を通じ、取組を啓発する。	継続実施	学校教育課
	d 正しい理解と認識を深めるための広報活動	広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載	市ウェブサイト、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」等、性的マイノリティに関する正しい理解促進のためのページを作成した。	市ウェブサイト、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」等、性的マイノリティに関する正しい理解促進のためのページを作成した。	A	広報誌（6月号）に、多様な性について考えよう「性的マイノリティについて」をテーマに啓発記事を掲載。市ウェブサイト、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」等、性的マイノリティに関する正しい理解促進のためのページを作成する。	継続実施	人権推進課
	e ALLY（アライ）の取組の推進	啓発講座、研修のほか、広報誌や市ウェブサイトへ啓発記事を掲載	市ウェブサイト、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」等、性的マイノリティに関する正しい理解促進のためのページを作成した。	市ウェブサイト、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」等、性的マイノリティに関する正しい理解促進のためのページを作成した。	A	広報誌（6月号）に、多様な性について考えよう「性的マイノリティについて」をテーマに啓発記事を掲載。市ウェブサイト、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」等、性的マイノリティに関する正しい理解促進のためのページを作成する。	継続実施	人権推進課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
イ 多様な性が尊重されたまちづくり							
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2024（令和6）年度実施実績	担当課 評価	評価の根拠・ 2025（令和7）年度取組 課題改善策	取組方針	担当課
（ア） 性的マイノリティへの支援	a 相談体制の充実	性的マイノリティの人が安心して相談できるよう、相談環境を整備するとともに、相談内容によっては専門機関へつなぐなど、適切に対応する	さまざまな人権問題や、生活する上でのいろいろな悩み事について、人権相談事業を実施し、相談者の自立に向けた支援を行った。	A	さまざまな人権問題や、生活する上でのいろいろな悩み事について、人権相談事業を実施し、相談者の自立に向けた支援を行う。	継続実施	人権推進課
		性的マイノリティの子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、相談体制を整え、啓発ポスターの掲示などの環境整備を行うとともに、日頃の教職員の言動により「相談しても大丈夫だよ。」というメッセージを送り続けるよう、学校園に伝える。	性的マイノリティの子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、校長会・園長会において学校園に指導を行った。当該児童・生徒がカミングアウトした際の対応についても校長会等で周知・啓発している。また、校種間の引継ぎ時には、衣服等の配慮等、性の多様性の観点を伝えている。	B	性的マイノリティの子どもたちが安心して学校園生活が送れるよう、相談体制を整え、啓発ポスターの掲示などの環境整備を行うとともに、日頃の教職員の言動により「相談しても大丈夫だよ。」というメッセージを送り続けるよう校長会・園長会で伝えていく。	継続実施	学校教育課
		内容を特定せず、さまざまな健康相談に対して対応する。	啓発ポスターの掲示等で相談体制の環境整備を行った。	A	引き続き、啓発ポスターの掲示等で相談体制の環境整備を行う。	継続実施	こども政策課
		内容を特定せず、さまざまな健康相談に対して対応する。	さまざまな健康問題について関係機関と連携を取りながら支援を行った。	A	今後もさまざまな健康問題について関係機関と連携し、支援を行う。	継続実施	健康増進課
	b 情報提供	広報誌や市ウェブサイトを利用し、性的マイノリティの人が安心して生活するために必要な情報提供に努める	性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」についての記事を広報はんなりに掲載した。	A	広報誌やウェブサイトを通じて、性の多様性に関する記事を掲載する。	継続実施	人権推進課
	c 慣習、制度等における差別の解消	ヒューマンライツセミナーや出前講座等の啓発講座や、広報誌、市ウェブサイトの活用により、差別の解消を図る	性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」についての記事を広報はんなりに掲載した。ALLYに関する記事を広報はんなりに掲載した。	A	広報誌やウェブサイトを通じて、性の多様性に関する記事を掲載する。	継続実施	人権推進課